

The Kansai University Bulletin

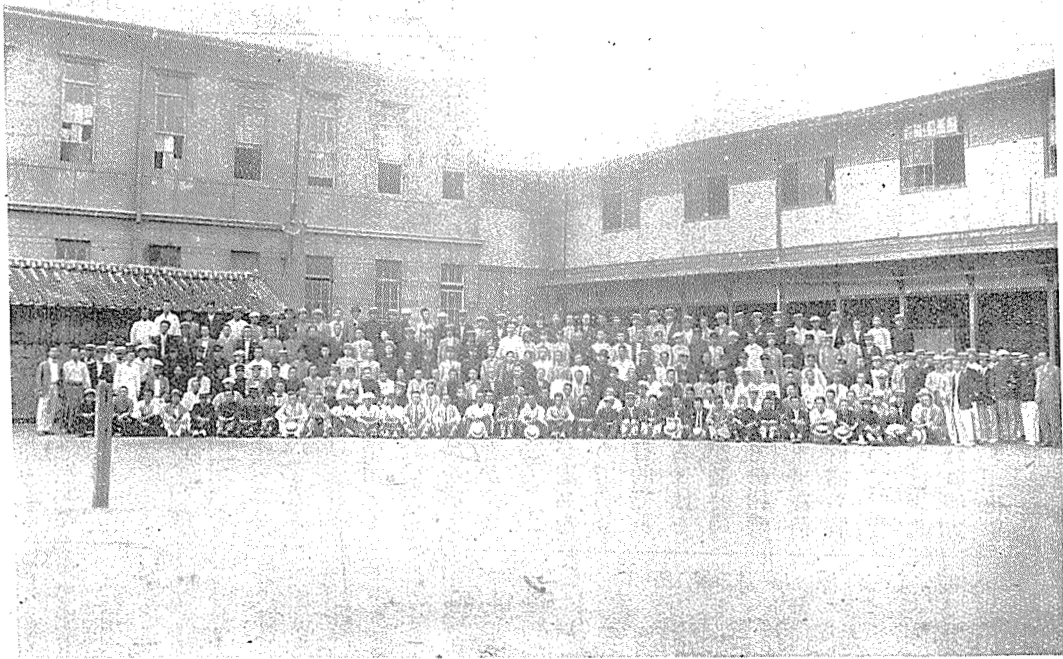
Osaka, September 15th, 1928 No. 62

報學山里子

行發日五十月九

號二十六第

年三和昭



影撮念記會習講學語期夏回六第

阪大

番九四〇一(堀佐土) 話電
番三二一(田吹)

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報

第六十二號

目次

挿繪——第六回夏期講習會記念撮影(表紙)

——本學圖書館覽室——本學專門部學舍新築

敷地地鎮祭——前學長松本博士へ贈る飾書棚

モンテビデオ號にて渡歐せる鳥賀陽博士——永

久通義氏と令息——專門部英文科二年懇親會記

念撮影——高松に遠征せる專門部庭球部員——

千里山學舍岡山縣人會主催模範裁判實況——ゼ

ネバ市の中央にあるルソーの生家——ルソー島

にあるルソーの像——ルソーの家に於ける中

村良之助氏

經濟價值論(前篇)——關西大學講師 武田鼎一

陪審本質論——法學博士 武田宣英

學内報——專門部學舍地鎮祭——第六回夏期講習

講習會修了式——仁保學長の訓示——鳥賀陽講

師出發——本學教練教官の移動——松本前學長

に記念品贈呈——圖書館報告——中村留學生

動靜——教職員動靜——附屬關西甲種商業彙報

校友の面影——永久通義氏

校友彙報

學生彙報

土方博士の經濟價值論——森川太郎

ゼネバ通信——中村良之助

雜錄

經濟價值論(前編)

關西大學講師 武田鼎一

價值論は經濟學原論の中樞をなすものであつて内外古今諸學者の最も難解の問題とするものである。價值はしかく難問題であるかと云ふに決して分配問題の難解の如き困難を伴ふものではない予は價值問題の解決を現實の社會に於ける價值の諸現象に求め逆に價值問題の深淵を探究しその底部の案外に淺所に在るを發見したのである價值を先驗的理論より出發して解釋を試みるために六ヶ敷なるのであつて道を近きに求めて目的を達するの賢明さを缺いたるために人爲的に難問題とした憾がないでもない。予の價值理論を價格論より倒行して説くならば讀者をして却つて混亂を感じせしめるであらうから一般常則に従つて効用から價值に價值から價格に迄論及するであらう。

然現實に即せぬものであり理論として實證を得る不能ものである。効用は財貨の屬能であつて客觀的實在である。何人も非認する不能ところの存在である。無智或は誤解による存在の非認又は訂正は起り得るであらうが正常なる場合を考へて見ると勿論非認する能はざる外的存在である。

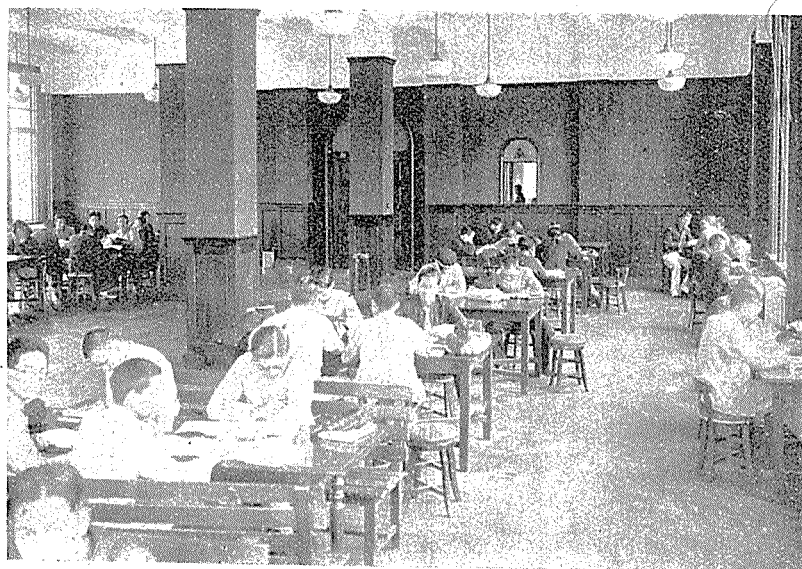
使用上の效能を意味するのであつて拉典語の *utilis = useful* なる字義によつても明かである如く凡ゆる客觀的實在能力を表示するに不當である。又他の自然科學上の測定による事物の機能的な能力と經濟的能力との照應に於ても効用なる言葉は極めて不都合であると考へたから予は之を機能(*Faculty*)と呼ぶことに改めた。醫藥等に於てその專門科學上の測定による機能の大なるものが商品としても高價に賣買することは日常吾人の目睹する所であるが、他の科學上の機能は直ちに經濟上に應用するを得る便益がある。加之從來効用を主觀的にも客觀的にも取扱ふ混亂から離脱するためにも機能説が適當であると考へる機能能が認識され慾望の對象としてその充足に供用する、場合に價值問題が生ずるのである價值とは一言にして盡せば批判の成果であり吾人の觀念界の現象である。財貨が慾望充足に當つての適應の度合の主觀的秤量が價值であると云つても同様である。機能は財貨の屬能であつて客觀的存在であるが同一財貨でも人に依つて適應度を異にし又同一人にあつても時により所に依り同一財貨に同一適應度を感じないことがある。即ち人により又時所によつて適應の度合の秤量が異なる。換言すれば機能の充用に於ての批判に差等が生ずる。斯る批判の差秤量の異度が價值である。機能は實在であるが批判は觀念界の問題である従つて價值は他の社會科學に於て考へらる、價值と等しき形態に於けるものであるが自然科學上の價值即ち機能の客觀的等級別とは違つたものである。乍然自然科學上の價值は經濟

價値の決定につき参考條件たることは吾人の常に經驗する所である。例へば肝油のウイタミンAが高價なる如きである。價値が主觀的なことは一人の反對者もなきに拘らず價値を分類して主觀的價値と客觀的價値とし又價値は慾望充足に供用する場合に起生するにも拘らず使用又は對象價値の外に交換價値ありとし或は又價値批判は個人的なるにも拘らず個人的價値の外に社會的價値ありと主張する學者の存在するのは意外とする所である。尚ほその外に主觀的使用價値と主觀的交換價値客觀的使用價値と客觀的交換價値等の存在を主張する學者もある。斯の如き多種類の存在を説くことの誤りなることを以下數段に亘つて詳論しよう。

前述の批評を試むる前に一應の考察を價値の歴史性について試むる必要がある。價値は批判であり等級別であるとするならば交換經濟時代以前の自足經濟時代に於ても價値の存在を説き得るや否やと云ふ難問題が提起され得る。自足經濟時代に於ても甲物よりは乙物が適愼度が大なりとか小なりとかの批判が生じ等級別が行はるゝであらう。が然しそれが價格の前期形態としての表現でなく單純なる等級別に終るであらうことは明かである。自足經濟時代の價値は純粹の形に於ける主觀的批判によるものであるから純價値と呼び交換經濟時代以後の價値は交換を前提としての批判によるを以て主觀は外存の事情によつて歪めらるべきを以てかゝる時代の價値を歪みたる價値或は不純價値と呼ぶことも出来る。とにかくに價値は自足經濟時代より存在し得べき

も歴史的に變化を受けたことは否み難き事實である。

價値を論ずる人は常に物物交換の形式に於て引例するを常とするが故に予も亦その例に従ふて批判を試みよう。甲者は水田を持つ故に米を作り乙者は畑を持つ故に麥を作るとせば而して甲者は米より麥を乙者は麥より米をより多く好むと假定する。甲は例へば米一石につき五丈の價値を認め麥一石につき十丈の價値を認めたとする、或は米は全然望まないならば價値問題は生ぜずして價値は零である場合があり得るけれども麥との比較に於てその半數程度の慾望が存するとして見れば麥を十とすると五だけの價値を認めることが出来る。乙も亦同様に麥に對し五の米に對し十の程度の價値を認めるとすると甲乙兩者は互に價値の少ななるものを與へて價値の大なるものを得る目的を達し交換が成立す



(照參事記號前) 畫覽閱館書國學本

るであらう。右の場合甲が米と麥につき五と十、乙が麥と米につき五と十の價値を認めたのは甲乙共に米又は麥を慾望充足に供用せんとする場合に於ての批判の成果であつて前々段に於て述べた分類を援用して表示すれば個人的主觀的使用價値の表現には外ならない。

甲乙兩者間に交換の成立するの
は甲は米より麥を乙は麥より米を望むこと大なるがためである
甲は乙が米に十の價値を而して麥に五の價値を認めるが故に交換せんと欲するのではなくて甲自身に米に五の又麥に十の價値を認めるが故に交換せんと欲するのである。乙も亦同様に甲の批判の如何に關せず乙自身の考へによつて米と麥の同一量につ

きての價値の差異によつて交換せんとするのである。即ち主觀的非等價が交換の原因である。勿論甲が米と麥に五と十の價値を附しても乙が米に五麥に六の價値を附するならば乙は甲の交換の提案に應じないであらう。乙が

が甲の提案に應じないのは主觀的非等價の故であるから主觀的非等價が常に交換成立の原因ではなく時に交換不成立の原因でもあり得る。乍然一般に交換兩當事者の相反する批判が交換を誘引するのであるから交換成立の必然的原因是例外なく主觀的非等價の觀念に存すると云つて差支へない。

交換は常に交換せんとする慾望の諸對象の個人的主觀的使用價値の比較によつて行はるゝとせば交換價値を考へる必要は全然ないと云つて差支へない。交換の際に考へらるゝ價値は使用價値であつて交換のために主觀によりざる價値を考へることは出来ない。元來價値は主觀的なるが故に客觀的價値を説くことが既に誤りである。又主觀は個人の主觀であつて社會の主觀を説くことも亦等しく誤りである。交換は主觀的使用價値の比較に於て成立するとせば交換價値、客觀的價値、社會的價値を從つて又客觀的使用價値、客觀的交換價値を主張する必要もなく又理論的根據もないと云ひ得る。

乍然甲乙兩者の外に内なる者が現はれて、丙は麥に對する慾望極めて少なく從つて麥の價値を乙者の五に對して三分の一程の低度に批判するとせば丙は乙の麥一石對米一石の提案に對し米一石對麥三石の交換を甲に提案すると假定し得る。甲は丙のこの提案によつて乙の申出を拒絶し丙と取引するであらうが丙は乙が甲と一對一の交換をなし得たであらうことを知るならば又乙は米を得る必要上一對一の提案を改訂して丙の提案に近づくことを試むるであらうならば乙丙は相互の駆引によ

つて麥一石の價值批判を五と三分の五の中間數なる二分の五に改訂して米一石に對し互に麥二石を提供して相共に米一石を獲得するであらう。かゝる場合の批判の改訂は交換を成し遂げんがための主觀の歪みと解釋し得る。否解釋するのでなく正に歪みたる主觀的批判である。個人が社會成員の一たる限り社會的事情によつてその主觀は常に歪められて居るのであつて自然的放奔なる主觀の存在は考へられないのである。客觀的事情によつて歪められたる主觀のみが現實の主觀である。即ち $\frac{5}{2}$ なる價值指數は歪められたる個人的主觀的使用價值の表章である。

乙及び丙は或は相共に甲に對し甲は米と麥に對し如何なる價值批判をなすやを問ふことがあり得るとすれば甲は米に五麥に十の價值を考へると答へるならば乙及び丙はそれはあまりに米に多くを考へ過ぎるとし米の五を四とせよと提議すると假定する、甲及び乙丙の取引の結果甲は米に對する指數を四半と改訂し麥二石に對し米一石一斗を與へるに到るであらう。かゝる際の際の五から四半への變化は主觀的價值が客觀的價值になつたのではなく主觀の歪みの結果に外ならないのである。

前例と異なつて此所に丁なる者が現はれて麥一石には十の價值を認めるけれども米一石には四のみしか認めないとするならば米と麥の交換によつて甲よりは一位だけ多くの主觀的價值を利用するが故に甲と同位迄の利益で満足するとすれば麥二石に對し米一石二斗を與へることを辭せぬ筈である。然し能ふべくんば麥二石と米一石との交換を望むけれども甲との競争に於ては米一石二斗と一石との中數一

石一斗で交換に成功すれば犠牲が少なくて済むのであるから米一石一斗案を乙丙に提出するであらう。此の場合の價值は數字で云へば四が四・五に變化したのであるが前段と等しく主觀の歪みであつて客觀的價值たるものではない。

上述の如き歪みたる個人的主觀的使用價值を交換價值と稱するならば交換價值を説くことは誤りではない。然しながら此の交換價值は依然として主觀的交換價值であつて客觀的のものではない。主觀の歪みは廣く社會的事情によつて生ずるが故に社會的に歪みたる個人的主觀的使用價值が現實の價值であると云はねばならぬ。之れを交換價值を以て言ひ現はせば社會的主觀的交換價值であるが社會的主觀的なる言葉の不適當なるが故を以て矢張り交換價值を採用せずして社會的に歪みたる個人的主觀的使用價值を以て價值とするのが良いやうである。

斯く論究することによつて價值は唯一であつて分類すべからざる理由が明かになつたと信する。價值は唯一とするならばそれを表章するには如何なる手段によるべきか問題となる、即ち茲に於て價值が價格となつて社會的に客觀的に取扱はれ得るようになる。現代の價值はやがて價格の前期的形態であると言ふ所以が此所に存するのである。

價格は價值を貨幣の價值基準に照してその分數又は倍數で言ひ現はしたものである。個人的主觀的使用價值は觀念的の現象に過ぎないから之れを具體的に表示するには或客觀體の

仲介を必要とする。而してその仲介物は社會に於て一般に例外なく等一なる價值の認められたるものたるを要する。恰も物の長さ重さ等は存在するものであるけれども其等何人にも明示するには一定の尺度の單位又は重量の單位を定めて其等の單位に照合してその分數又は倍數を以て言ひ現はさねば諒解されない如く價值も亦同様に價值の一般的基準を採用しそれによつて客觀的に表示して諒解を得るのである。かくの如く客觀的に表示された價值が價格である。我國で言へば純金二分を一圓として一般基準價值體として採用しその倍數又は分數即ち何圓何十錢と云ふ風に表示する事は何人も知る所である。例へば白米一石の價格三十五圓と言ふ表示は白米一石の個人的主觀的使用價值を貨幣によつて言ひ現はしたものである。

然るに價格は交換價值の貨幣價值基準による表章であると云ふ説が未だ盛んに行はれて居ることを悲しまざるを得ぬ。交換價值は前記の予の理論によれば歪みたる主觀的使用價值であるけれども従つてその貨幣表章は價格であるけれども此所に言ふ他説の交換價值は全然予の説と違がつて交換さる、財貨の分量の割合とか交換さる、財貨の交換力の比率とかを意味するものであるから直ちにその貨幣表章の結果を價格と認むることは出来ない。割合とか比歩とかを貨幣によつて表示することは之亦不可能であると思ふ、乞ふ少しくその理由を述べざるを許されよ。前例に於ての米と麥との交換に於て米一石一斗と麥二石との交換は十一と二十の分量的割合であり米一石一斗は麥二石と交換する力を有し麥二石は米一

石一斗と交換する力を有すとせばその相互の交換力の比率は同じく十一對二十である。此の割合或は比率を貨幣によつて表示すると價格になると云ふが如何にして此の割合或は比率を貨幣によつて表示するのであるか。米一石は十一圓麥二石は二十圓として表示するのであるが、米一石の價格と麥一石の價格と僅かに一圓の相違に過ぎないにも拘り米一石と麥二石との交換が成立し得ようか。等彼の云ふ交換の比歩は財貨も貨幣の交換さる、割合を意味するのではあるまいか。財貨と貨幣の交換さる、比歩を貨幣の價值基準例へば一圓に照合して言ひあらはせば予の言ふ價格と同一になるであらうが然しながら彼等の言ふ價值は予の言ふ如き個人的主觀的使用價值を意味するのでなく別途の意義を有する交換價值であらうが故に果して予の説と歸一するや否や不明である。根本的に交換價值説を排除し社會的に歪みたる個人的主觀的使用價值の貨幣的價值基準による表章を價格なりとせねば理論的にも實際的にも價格は不成立を告ぐるであらう。

價格は社會的に歪みたる個人的主觀的使用價值即ち純粹の理論的完璧である價值の貨幣表章である。而して現代の交換經濟組織の下に分業に基づく供給と需要の二部面に於て各自の立場によつて價格表示に相違を來たすことは必然である。同一財貨につき需要者と供給者との立脚の異なるに從ひ價格の算定に相違が生じ得るであらう。けれども財貨の價值從つて價格の發生は慾望に基くものであるから理論的にも實際的にもその成立の根據は同

一である。

予は價格を分類して提供價格と批判價格の二つにする。提供價格は供給者の側に於ける價格であつて批判價格は需要者の側の價格である。商品の賣價表示は提供價格の發表である。三越、白木、大丸等の百貨店の商品に附したる正札はそれ等の提供價格の表章である。

提供價格とは供給者が需要者の個人的主觀的使用價值を推定してそれを貨幣價值基準によつて言ひ現はしたものである、これ位ならば買ふだらうと云ふ見込の下に推算したものであつて當該商品に何等の慾望を有せぬ賣手の主觀的批判によるのでなく買手の慾望従つて價值を推定して附したる價值表章に外ならないのである。前例の米と麥の場合に適用すると甲は自己の米を乙丙に供給するたに乙丙の米に對する批判の程度を推定しそれを假りに十一としその一位を三圓とすれば即ちその一位が貨幣價值基準一圓の三倍とすれば十一は三十三圓なる價格となつて現はれ甲は乙丙に對し米一石三十三圓で賣ることを提案するであらう。此際甲自身としては米一石に五の程度しか價值を附しないのであるけれども供給者としては自己の主觀によつて賣品に價格を附するのでなく眞の慾望を有する需要者の價值批判を推定してそれを賣價とするのである。乙丙の側に於ても麥を賣らんとするには自己の批判によらず甲が買ふことを慾する價格を推定して賣るのである、甲が麥一石に十一の價值を認めるならんと推知し得れば等しく麥一石を三十三圓の賣價として提供するのであらう。財貨の物々交換は吾人貨幣經濟を營むものには極めて例外的であつて賣買によつ

て間接に目的物を得るのであるから甲は米一石を賣つて三十三圓の金を得て而して後その三十三圓を以て乙又は丙より麥一石を買ふのである。米と麥とを物々交換的に對比してその比率を求めて而して價格を得んとする交換比歩説は貨幣經濟時代の學説ではない。

前記の甲の米の賣價三十三圓は即ち提供價格であるが乙丙が假りにそれを高價に過ぎるとし三十圓に値切るとすると此の三十圓は乙丙なる需要者の批判價格となるのである。賣上の駆引なるものは實に提供價格と批判價格との闘ひである。正札商とは此の如き争闘を避けるために案出されたのであるが正札商賣の成功は一に供給者の信用と賣力によると言つても過言でない。小賣業に於ては顧客の批判價格が優勝することは稀であるが卸商、問屋業者及び製造業者相互の間には駆引の行はるゝこと大にして需要者の賣力の大なるものは供給者を壓倒して提供價格を批判價格に合流せしむること稀なりとしない。

價格は斯の如き實相を有するものであるから即ち價值を貨幣の價值基準に照して表示したものであつてその表示物其物は客觀的存在であるが價格はその内容たる價值が客觀的表示を受けたものに過ぎないのである。取引が行はれ價格が現實化して始めて價格が實在するに到るのであるから客觀的實在としての價格は提供價格でなく又批判價格でなく實に取引價格である。提供價格又は批判價格は非認され改訂され得るけれども取引されたる價格は非認も改訂も許されない嚴然たる實在である

然らば提供價格は如何にして現實に於て算出するやの問題が發生すると思ふ。勿論需要者の價值を測定するのであるけれども需要者の異なるに従ひ價值が異なり得るから各個の需要者につき各別の提供價格を發表するかと云ふにかゝる煩雜なる價格表示は實際に行ひ難く又行ふとしてもその功は以下述べる所の社會的平均總除價值によるのと同じであるから勞少なくして效果多き經濟主義からすれば勿論後者の平均によるべきは明かである。米の例によるならば大食者甲は米一合の價值を五とし中食者乙は四とし小食者丙は三とするこ

とは在り得べきことである、そうすると此三者の價值を推定してTなる米屋が甲に米一合三錢五厘に、乙に二錢八厘に丙に二錢一厘に賣るとするのと三錢五厘と二錢八厘と二錢一厘との合計を三で割つた平均價格二錢八厘で三人に平等に賣るとでは如何なる差異が生ずるであらうか、甲に對し七厘の損は丙に對する七厘の益とで相殺されて結局同一の効果齎らすであらう。之れを他の言ひ現はしにすれば價值指數五と四と三の合計を單位量一合の總數三で割れば平均數四を得べくその一位を七厘とすれば一合は四七の二錢八厘なる總除平均價值を價格として表示することになる。此の如き平均が社會のあらゆる價值批判の平均として作用するが故に社會的平均總除價值と云ふのである。

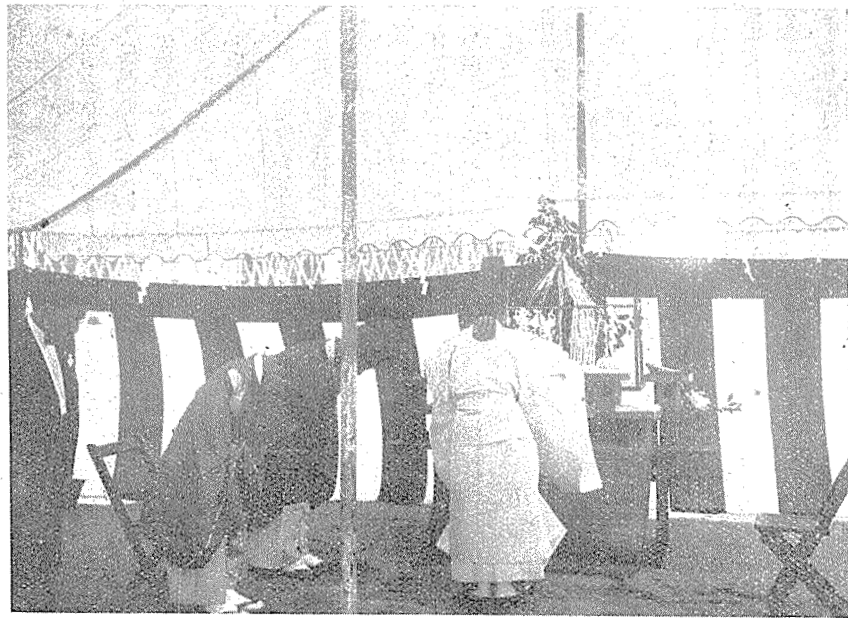
米の價值を一石につき五とするもの三千萬人四とするもの一千五百萬人三とするもの一千五百萬人あるとすれば一億五千萬と六千萬と四千五百萬の價值指數を合せて二億五千五百萬を得べく之れを六千萬石の總數で除せば一

石四・二五なる價值指數を得べくその一位を七圓とすれば一石二十九圓七十五錢なる社會的平均總除價值に基づく價格が現はれる譯である。

勿論現實に斯の如き價值指數の測定は行はれないで直ちに價格として測定さるゝのであるけれどもその奥底には上述の價值理論が存在することを見逃がしてはならない、甲乙丙三者の各人につき價格を異にして米を提供するよりは三者に對すべき價格の平均に於て提供するの賢明をTが有することは疑ない。日常商人が商品の賣價を表示するは最少の慾望者又は最大の慾望見を目標とするのでなく平均位の慾望者を目標とするのである。堂島取引所に於て取引する多くの取引員が米の相場を測定する根據は日本人一人の平均消費量を考へてそれを生産高と過去の相場に照合して得たる數字に在るのであつて等しく平均價值に基づくのである。人口六千七百萬人の時に五千五百萬石の產額で一人平均消費量一石一斗でその價格三十五圓とすれば人口六千八百萬人に増加し產額も六千二百萬石に而して一人當平均消費量も一石一斗二升に増力したりと推定し得るとせばその價格は何程なるべきやと云ふに消費は約五分の増加なるも產額は一割五分近くの増加であつて人口の増加は一分五厘に充たぬから單なる推測よりしても價格は下落すべき筈である。然らば如何なる程度に迄下落すべきかと云ふに總除價值の理論によつて六千七百萬人と六千八百萬人、五千五百萬石と六千二百萬石、一石一斗と一石一斗二升、三十五圓とX圓とを比として對立せしめ正比と反比を分子と分母に系列し分數を作

出して三十五圓に乗ずるならば三十二圓十五錢を得るであらう。現下の米價の定期相場が三十圓前後に居るのは決して不合理でないと云ひ得る。尤も米價その他の大量取引の行はるゝ商品の價格は人氣に支配さるゝ所が大きいから右の如き算術式的の正確を期することは不可能であるけれども大體に於て歸著點を示すことが出来る。

經濟界の人氣と云ふことを述べたから人氣とは如何なるものであるかを序に述べたい。人氣とは將來の觀測を現在に適用する觀念界の現象である。物價が人氣によつて變動すると云ふのは將來を豫測しその測定による損益を現在に於て防禦し又は保證せんとする主觀的意識作用に基づく價格變化である。此の現象によつて見ても提供價格と批制價格は主觀的領域内に於けるものであることが分明すると思ふ。



本學部新築地盤祭

る必要がある。價格は物物交換經濟時代に存在したるや否やが第一に闡明されねばならぬ問題である。恰も價值が自足經濟時代に存在したるや否やの問題が解決を求めたる如くに物々交換は貨幣發生の歴史が教ゆる如く極め

數段前の米と麥の引例に於て述べた甲の米に對する自己批判とか麥に對する乙丙の自己批判の行爲を檢討することが取殘されたことを發見したから今此所にその理論を究めるであらう此の理論を理屈し、める前に從來何故に價格の理論を物々交換に於て求めたかの疑問を説明す

て不利不便を伴ふものであるから物物交換經濟時代は短期にして間もなく價格經濟時代に入つたと推定し得る。物物交換より貨幣による價格經濟時代に進歩したものとすれば價格の理論を物々交換に求むるのは誤りであり

歴史を無視するものと云はねばならぬ。若し物物交換經濟時代に價格が存在したとすればその價格は一般基準價值體としての貨幣による價格にあらずして任意的標準價值體即ち交換の都度何れが一方の財貨を標準として示したる價格であり得るかも知れぬ。乍ら理論的に言へば物物交換經濟時代は總體の價值と總體の價值との比較による交換であつて價格の存在はない。現時未だ例外的に残存する未開人社會の物物交換の實際を見るに全然價格と認むべきものを發見しないのである。従つて物物交換の例を以てする價格の舊來の説明は全然一顧の價だになきものと斷言して差支へない然らば本段冒頭に述べた甲の米に對する乙丙の麥に對する批判は探究の必要を認めずしてその代りに貨幣に對する價值批判として取扱ふべきことが諒解される。

甲が米に對する價格を測定するに當つては乙丙のみならず一般社會成員の米に對する批判を平均的に取扱ふのみならず乙丙のみならず一般社會成員の貨幣に對する批判をも測定する必要がある。即ち供給者は供給する財貨に對する需要者の價值附けを推測すると同時に需要者の所持する貨幣に對する需要者の價值附けをも推測するのである。換言すれば需要者の價格を推定するのである。或は他の言葉で以てすれば財貨と貨幣と兩者の社會的平均總除價值を考へてその兩價值の比較に於て價值基準に基づき提供價格を算出するのである。提供者と需要者が互に物物交換の當事者である場合に例へば前述甲が米に對し又は乙丙が麥に對して考へる自己批判は賣買に於ては全然消失しその代りに貨幣に對する自己批判

を行ふのである。

予は價格は二元的多率の變動をなすとの説を主張するものである。即ち價格は財貨の價值の變動と貨幣の價值の變動との二原因により多數の組合せを作つて變化するものであるから二元的多率と云ふのである。財貨に對する價值批判が外存の事情によつて歪む如く貨幣に對するそれも亦等しく歪むものである。賣買に當つては歪められたる價值の轉化たる價格が考へられる丈であるから歪みの率を貨幣價值基準によつて言ひ現はしたものが價格であるとも言ひ得る。

供給者としては需要者の價值のみを考へるものであるけれども又然しながら資本としての貨幣に對する自己の需要する程度により財貨の價格を或は低く或は高くして貨幣の收納を調節するであらうが、實際の財貨の價格の高低現象は供給者が賣却すべき商品についての價值批判の變化によるのでなく收得すべき貨幣に對する批判の變化に基づいて居るのである商品の投資は商品に對する商人の價值非認によるのでなく需要者の價值認識を得ず賣捌不能に終る結果貨幣資本に對する慾望が増大するために財貨の多量を與へて貨幣を收受せんとするために發生する現象である。社會に常に目撃する商品價格は提供價格であつて批判價格は取引の實際に當つて始めて現はれ取引によつて消失するものであるから日常客觀的に表示せられて居ない。取引所又は市場の發表相場は取引價格であつて客觀的實在たる格價である。

(第二頁へ續く)

陪審本質論 (承前)

法學博士 武田宣英

第三項 立法的反對論根據

如上の規定に依り我邦の立法も亦陪審が事實の判斷を爲すものであり、裁判官の性質を有する者であることを認めて居ることを知り得らるるのであるが、之と同時に又我邦の立法を基礎として反對論を唱ふるの餘地もあり得べきが如くである。陪審法第一條に「裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲スコトヲ得」と同じく第九五條に「裁判所陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得」と明文あり、此兩條は我邦陪審の一大特色を規定したるものにして、即ち陪審を裁判所外に獨立せる一個の機關とし、裁判所は陪審の答申を待ちて事實の判斷を爲すものなるも、若し其答申を不當と認むるときは更に他の陪審の評議に付して其答申を求むることを得べく、陪審の評議は何等裁判所を拘束せざるものなるが故に陪審は裁判官に非ず、隨て陪審立法は憲法違反に非ずと論ぜらるるのである。

第四項 陪審制度と憲法との關係

陪審立法は憲法違反なりや否やの問題は我邦陪審制度設立に付極めて重大なる問題であつて、陪審法制定の際、臨時法制審議會に於ても、樞密院に於ても、政府に於ても民間に於ても、將又議會に於ても盛に論ぜられたる問題であつた。其結果我邦の陪審立法は妥協的立法であり、前掲陪審法第一條第九五條は其妥協的立法を記念すべく生れたのである。該條の沿革を繙ねんには勢ひ其當時に於ける陪

審制度と帝國憲法との關係に付ての論争に立入らざるを得るのであり、而して今茲に之を論ずるは少しく岐路に渉るの嫌ひあるも、我邦陪審立法として極めて重要な資料なるが故に左に少しく其要領を述べようと思ふ。同問題に付ての論議は左の如く綜合分類することを得る、(一)陪審違憲論(二)陪審非違憲論(三)妥協的立法論。

第一 陪審違憲論

陪審違憲論は陪審制度は帝國憲法の精神乃至其規定に反するものなりとの論であつて、實に陪審制度反對論の中樞を爲したるものである。此論は二に分る、一は憲法に陪審制度の如きものを認め得るの明文なし、故に之を制定するは憲法の精神に反するとの論、二は憲法の規定に悖るとの論である。

一 憲法に明文なしとの論

我邦に於ては憲法制定(明治二十二年二月十一日)以前既に官員陪審の方法に付司法省より太政官に伺出でたることあり(明治六年)、又之に類する參座規則の制定せられたることあり(同年十月)ボアソナードが時(同十五年七月三十一日)の政府に提出したる同氏起草の治罪法案中には明かに陪審に付ての詳密なる記載あり、又其當時政府樞要の地位に在りてボ氏と屢々意見を交換し次で又憲法編纂にも參與したる子爵井上毅が有力なる陪審不可用論者であり、憲法編纂に付ての第一人者たる公爵伊藤博文の著「憲法義解」に司法權の運用行使に付て詳細の説明あるに拘らず一言半句陪審のことに言及せざりしこと等に想到し而して我邦の憲法編纂に際し參照に供せられたる世界各國の憲法中、英國權利典章(一六八

九年)第一條、米國憲法(一七八七年)第三條第二項、同修正(一七八八年)第五條第六條第七條、舊普國憲法(一八五〇年)第九十四條、舊奧國司法權に關する憲法(一八六七年)第十一條、白國憲法(一八三一年)第九十八條等陪審に付ての規定あるもの甚だ夥からず、就中舊普國憲法は最も有力に參考に供せられたるに拘らず我邦憲法に之を載せざりしは、全く其事に考へ及ばざりしに非ずして歐米に於ける陪審制度の弊害に鑑み、又我邦に於ける同制度の必要なきこと等種種の理由の下に之を否定したるものと思はるるのである。故に此憲法の否定したる陪審制度を樹つることは即ち憲法違反である。

二 憲法の明文に反すとの論

憲法第二十四條に曰く「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判を受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ」同第五十七條第一項に曰く「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」同第五十八條第一項に曰く「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」と、斯の如く憲法の明文は炳として明かである。然るに裁判官に非ず又裁判所の構成員にも非ざる陪審員をして事實の認定に關與せしむることは明かに憲法に違反するものである。而して此論は其理由に於て更に二に分る一は事實の認定は裁判である、少くとも裁判の一部である。我邦の歴史國情等から喚び起されるところの國民の觀念の上から解釋し、又裁判が事實判定といふ徑路を必ず經なければ法律の適用が出来ぬといふ意味からも考へ裁判といふものは事實の認定、法律の適用此二のものを包含するものとし、陪審の關與を

以て憲法に違反するものなりとする。二は陪審の意見が裁判官を拘束するが故に司法權の獨立を害するといふのである。

第二 陪審非違憲論

一 憲法に明文なしとの論に對し

一、陪審の事を憲法に掲げざりしは憲法に規定すべき事項即ち憲法事項に非ざるが爲である、世界各國の憲法中之を掲げざるものも亦尠からぬのである。陪審に關する事は訴訟法に規定すべき事項である。故にボアソナードも訴訟法事項として之を治罪法中に掲げたのである。其當時反對の意見を立てたる子爵井上毅も訴訟法問題として論争せられたのである。憲法制定の際憲法上の問題として之が提出せられざりしは固よりのことであつたが提出せられたる事實は記録上全然ないのである(主として花井博士の説)

二、假に陪審を以て憲法事項なりとするも憲法に明文なきが故に憲法違反なりと論ずるは不當である。我邦に明文なきも憲法に關係ある法律の其後制定せられたるもの尠からぬのである、其顯著なる例は地方自治制である然るに何人も之を以て憲法違反なりと非難する者はない我邦憲法は萬世一系の天皇國家を統治し給ふ大精神を經とし、文明國共通の立憲政治の原則を緯として編制せられたものであつて、此大精神大原則に背馳せざる限り法律を制定するに條章の有無に拘はるる必要はないのである(穗積博士の説に由る)

二 憲法の明文に反すとの論に對し

一、事實の認定は裁判に非ず人を殺したり火を放ちたりとの事實の認定ありたればとて事實の認定其れ自身には何等裁判的效力は生

じない。其認定したる事實を對象として之に法律を適用し、而して法律適用の効果たる刑罰を宣言する此宣言には裁判力がある、之を名づけて裁判といふのである。之を要するに裁判は國家司法權の行使であらねばならぬ、國家司法權の行使は法律の適用である、法律の適用と法律を適用すべき對象即ち事實の認定とは其間截然たる區別がある、事實の認定と刑罰の宣言とを一體不可分のものの如くに解し、事實の認定を以て裁判なりとするは裁判權に強制力の伴ふことを忘れたるものである。素より事實の認定は裁判權發生の徑路ではあるが徑路其れ自體は單なる訴訟手續にして裁判其のものではないのである。

(花井博士江木博士の説に由る)

二、陪審の意見が裁判官を拘束するが故に司法權の獨立を害するといふは解し難き説である。裁判の制度は古來進歩すればする程法律に依り羈束せらる。古き時代には國王・皇族・權力・民衆等に羈束せられたるものが段段進歩すれば民權の保障の爲又は他よりの勢力に對する擔保の爲、法律に依りて正當に羈束せらるることは漸次多くなるのである。司法權獨立の意義は世界的に定まつて居り、即ち行政權に支配せられず、其他の階級團體の勢力を被らず威武權勢に左右せられずして正義を維持する點に存する。歴史上の發達も主として政權の横暴に對するものである。司法權の獨立を維持するが爲に陪審制度を設けたといふことは殆んど學者の意見の一致するところである。獨り我邦に於て陪審制度を設けるとときは司法權の獨立を害すといふことは初めて耳にしたる新しき説である。

(穗積博士の説に由る)

茲に陪審非違憲論の一として紹介し置くべき新説がある、即ち我邦の立法に於て陪審裁判を受けることは被告人の權利にして義務でない。被告人は任意に其權利を拋棄し陪審に依らざる普通の裁判を受けることを得る(陪六條)是れ我陪審制が他國の制度と異なる最も著しき點で、我邦の陪審立法が憲法二十四條に抵觸するものに非ざるやの疑は是に依つて全く除かれたのである(美濃部博士憲法提要四八二頁—四八四頁)

第三 妥協的立法論

一、憲法制定の際陪審の問題も議事上に上り陪審は採用せざることに決したりと云ふ者あれども、其際議事上に上りたる所謂陪審はジュリー制度又は參審制度である。故に假に其際否定されたりとするも、今回制定せられたるが如き陪審制度を否定せられたりと解して宜しきや否や大に疑問とするところである。陪審制度設立に際し法制審議會に於ても陪審と云へば英國のジュリーと同様に考へたる者多くそれが爲に憲法違反の論が初より出で、其論は又實に激烈であつたが爲議事も一時は破裂せんとするが如き危機に瀕した然るところ委員長たる一本博士が陪審法第一條の如きを發議せられ、其結果憲法上の争も一朝にして戢まり、和氣霽霽の裡に憲法違反の聲を全く聞かずして主査會を通過し、總會も満場一致を以て通過したる次第である。故に假に憲法制定の際否決せられたりと云ふところのものありとするも、それは今回制定せられたるが如きものとは別のものである。(穗積博士の説に由る)

二、陪審制度は憲法違反であるといふ議論があつたが爲に、陪審制度をして憲法論に觸

れしめないうに苦心された跡が著しい。陪審法第一條及第九十五條の規定が其れである即ち第一條は事實の判斷を爲すの主體は陪審でなくして裁判であるといふことを明かにし第九十五條は裁判所は陪審の答申に拘束されないと云ふことを重ねて言明して居る。憲法を單に歴史的事實として觀るときは、陪審制度が憲法の好まざりしところであると考へらるる根據がある。そして陪審違憲論は其歴史的事實が根據となつて主張され、さうして又少くとも其議論は其歴史を知悉して居る人の間には相當に重く考へられたのであつたが、憲法解釋論たる此重要な問題も終に樞密院と議會と政府との意見の一致に依つて解決されたのである。而して此問題が解決され陪審法案が通過し法律と爲るに付ては、其處に面白きタクツク(「さき」)が用ひられて居ることを考へなければならぬ。第一條と第九十五條との規定では事實の判斷を爲すものは裁判所であるとされて居るのであるが、其運用の實際に於て待ち設けられたところは矢張り陪審が事實を判斷を爲すことである。事實に於て裁判所が無制限に陪審を更新すること

を踏みつつ憲法乃至法律は變遷を重ねるのである(牧野博士の説に由る)

第五項 陪審評決の效力

斯の如く我邦の陪審法は妥協的立法として生れたのであり、而して同法第一條と第九十五條とは其妥協的立法を記念すべく頗る難解なる規定として存して居るのである。第四十六議會陪審法案審議の當時政府は第九十五條の規定に據り陪審の答申は裁判所を拘束せざることを理由として其憲法違反に非ざることを説明したのであつたが、縱令同條の規定に依り裁判所は陪審の答申を不當と認むるときは幾回にても陪審を更新することを得るにしても、結局或る陪審の答申に基いて裁判を爲さねばならぬとせば、矢張り裁判所が陪審の意思に依つて或る法律上の拘束を受けることとなりはせぬか。此矛盾を避けんとせば結局牧野博士の説(同氏新訂刑事訴訟法四一〇頁)の如く、裁判所は陪審の答申を不當と認むるときは更に他の陪審に付することを得ると同時に、又裁判所の意見のみに依り陪審の答申を採擇せずして判決の言渡を爲すことを得るものと解すべきであらうか。陪審の答申即ち評決の效力は果して如何であるか、茲に新に問題となつて現れたのである。

之に付通説は先づ左の如くである。裁判所は陪審の答申を待ちて裁判を爲すものなるも、陪審の答申に依りて其判斷を左右せらるることなく、其答申を不當なりと認むるときは更に新なる陪審の評議に付して其答申を求むることを得べく、結局其答申を不當ならずとしたる場合に於て裁判を爲すものである。陪審

の答申は裁判所が裁判を爲すに付ての必須的
前提を爲し、裁判所は陪審の答申を聴かずし
裁判を爲すことを得ぬ。又陪審の答申の趣旨
を無視し之に反する裁判を爲すことを得ざる
も、然れども裁判所は陪審の答申を不當と認
めたる場合に於ては陪審更新の手續に出づべ
く、不當なりと認むる答申に拘束せられ裁判
所の判断に反する裁判を爲すことはないの
である。歐米の制、國に依り多少の異動ある
而も或る一定の限度に於て裁判所が陪審の評
決に拘束せられ、裁判所は陪審の評決を不當
なりとするも尙ほ之に基きて裁判を爲さざる
べからずと爲すの點は略一致せるところであ
る。然るに我邦に於ては裁判所陪審の評決を
不當なりとするときは幾回にても陪審を更新
することを許し、以て陪審の評決は法律上全
然裁判所の判断を拘束せざるものとしたので
ある。(主として林博士の説に由る)

私も亦大體に於て通説を認める。若し牧野博
士の説の如く、陪審の答申を無視し裁判所の
意見のみに依り事實の判断を爲すことを許す
に於ては、陪審は結局諮問機關の如く無力な
るものとなり、所謂民意を司法に酌むの陪審
制度の根本義に悖ることとなるのである。故
に裁判所に於て事實の判断を爲すや必ずや陪
審答申の趣旨に據らねばならぬ。此點は如何
なる場合にも例外を認めざる絶対原則である
絶対原則なるが故に若し裁判所に於て陪審の
答申を不當と認むるときは只其事件を更に他
の陪審の評議に付することを爲すのみである
而して陪審法第九十五條は此絶対原則の前提
の下に容易に理解し得べく、又斯く理解する
ことが妥當であると信するのである。

然れども陪審の評決は法律上全然裁判所の判
断を拘束せざるものなりとの點は私は之を認
めざるのである。通説は第九十五條を援用し
裁判所は陪審の評決を不當なりとするときは
幾回にても陪審更新の手續に出づるを得べき
が故に、陪審の評決は裁判所の判断を拘束す
るものに非ずと
論ずるも、既に
陪審の答申が裁
判所の判断に付
ての心須的前提
を爲し、而して
又裁判所は陪審
の答申の趣旨に
反する判断を爲
すことを得ざる
ものなるに於て
は、即ち陪審の
評決は裁判所の
判断に拘束を及
ぼすものなりと
解すべきに非ず
や。世には既に
之を認め陪審の
答申は消極的に
裁判所を拘束す
るものなりと云
ふ者あるも、私
は更に一步を進め積極的に拘束するものなり
と主張するのである。裁判所が陪審の答申を
不當と認め之を更新するも、陪審が依然とし
て同一趣旨の答申を繰返すに於ては、結局裁
判所は其答申の趣旨を採用して裁判を爲さざ



前學長博士博へ贈る繪(内學參照)

るを得ざるものなるに依り一何となれば際限
なく陪審を更新して遂に裁判を爲さざること
は司法の本旨に反するを以て、裁判所は或る
限度に於て陪審の答申を採用して裁判を爲さ
ざるを得ざるものなるに依り一形式上裁判所
は何等陪審の評決に拘束を受けざるが如きも
實質に於て陪審
の評決に拘束せ
られたりと云ふ
べきである。而
して之を斯く解
するも事實の判
断は何處までも
裁判所が之を爲
すものであつて
兩兩相對し毫も
矛盾を生ぜざる
のである。拘束
あるも拘束なき
も何等裁判所の
裁判たるに差支
なきことは、法
定證據制の一例
に考へても明か
なることである
又之を歐米の制
度に比するに彼
は陪審の更新只
一回限りなるに我は其回数に限りなく一回若
くは其れ以上之を爲し得るのであるが、其回
数の一回なると一回若くは其れ以上なるとに
依り一は拘束となり一は拘束とならずといふ
は通ぜざるの論である。

(註) 英國に於ては裁判所が陪審の評決を不當と
認むるときは再考 (reconsider) を命ずることを得
るが第二の評決に對しては最早再考を命ずること
を得ぬ。佛國に於ては被告人に犯行ありとせる陪
審の評決に對し重罪裁判所が之を不當なりと確認
したるときは更に新なる陪審に付する爲裁判を延
期し、事件を次の開期に移送する言渡を爲すこと
を得るが、第二の評決が第一の評決と一致する場
合に於て更に移送を命ずることを得ぬ(佛刑訴
三百五十二條) 獨逸舊制亦殆んど之と同様で、即
ち裁判所に於て陪審の評決が被告人の不利に誤
認したりとの意見一致したるときは、事件を次の
開延期の陪審裁判所に移送し、判決は新評決に基
き之を爲すべきである(舊獨刑訴三百七十一條)。
其他の諸國亦之と大同小異で、中にも奧國の制度
は之と共に實益ある種種の問題を解決して居る。
(奧刑訴三百三十二條洪刑訴三百七十一條、伊刑訴
五百九條五百十條)。其詳細は拙著日本陪審法論に
譲る。

第六項 結 論

之を要するに我邦の陪審は公廷に於て初め
て具體的事件に面接し、直接審理に依り認識
したる證據に依り自由の心證を以て事實の判
断を爲すものなるが故に即ち此意味に於て裁
判官である。其判断の結果が裁判所の判断に
拘束を及ぼすものなりや否やは之を問ふとこ
ろに非ざるも我邦の陪審も亦積極的に其拘束
を及ぼすものなりと論じ得べきこと前項論述
の如くである。陪審證據説も陪審手續説も我
邦陪審法制定の當時議會に提出せられたる陪
審法案を維持若くは賛成すべく主張せられた
るもので、其當時の立論としては蓋し味ふべ
きものがあらう。然れども今は既に陪審法は
發布せられた吾等は自由の立場に於て之を討
究する私は我邦の陪審は裁判官である。少く
とも裁判官の性質を有するものであると主張
するのである。(完)

學
內
報

專門部學舍地鎮祭

本學専門部學舎建築の件は、豫てより建築委員の下に著着進捗しつゝあつたが、愈これが工事請負も大林組に決定を見直ちに新築工事に取掛ることとなつた。工事開始に先ち去月十三日午前九時より、天神橋筋六丁目の新築敷地の地鎮祭が執行された。この日天氣いとも晴朗、澄み互る蒼穹また地鎮の儀を壽ぐが如く、圍繞する鈴懸の葉蔭には小鳥の聲さへ聞えて、彌が上にも神秘なるものがあつた。

仁保學長の訓示

去る七月三日正午千里山學舎本館講堂に於て仁保學長は千里山學舎在學生一同に對し、治安維持法の改正に際し、思想問題に就いて特に訓示さるるところがあつた。その翌日福島學舎に於ても専門部學生一同に對しほほ同様な訓示をされた。尙同月二日には午後三時半より千里山學舎會議室に於て教職員一同に對し同様の内容に就き懇談を交へられた。

烏賀陽講師出發

本誌第六十號所報の如く本學講師烏賀陽然良氏は去月四日午後四時神戸出帆のモンテビデオに乗船一路歐洲に向け出發された。當日は本學増山、喜多村兩專務理事を始め教職員、校友有志多數、並びに神戸高商、大阪城東商業その他關係者氏を見送り門出を壯んならしむるところがあつた。茲に重ねて海路平安恙なく目的地に到達されむことを祈る次第である。

本學教練教官の移動

豫て本學教練教官として在任中の陸軍歩兵大尉板津直俊氏は先般歩兵少佐に任ぜられ陸軍歩兵第三十五聯隊附を命ぜられ去月十九日任地富山へ向け出發された。本學よりは増山事務理事以下教職員、學生學友會各部代表者等多數見送りする所があつた。

第六回夏期語學講習會修了式

前號豫報の如く本學第六回夏期語學講習會は去る七月二十一日開講八月十日を以て終了したが、修了式は十日午後七時より講堂に於いて舉行した。定刻増山專務理事、講習會講師其他講習生一同出席、増山、喜多村兩專務理事は各科總役に夫々修了證書を授與したる後外國語修得の必要に關する意見を述べて挨拶となし、七時三十分式を閉じた。

因に各科會員數は次の通りであつた。

佛	獨	英	合	科	
語	語	語			
別	科	科	科	計	
男	一五	五九	〇三	三七	
子	五	九	三	七	
女	一〇	一〇	一〇	二一	
子					
計	一六	五九	〇四	三七	

松本前學長に記念品贈呈

豫てより本學役員會に於ては前學長松本丞治博士が在任中の勞に報ゆる爲記念品を贈呈することを議決したが種種協議の末別掲寫眞の如き書棚を贈ることとなり尙美堂に命じて之が製作に當らしめ近く出來すべき筈である。右は題して『梅鶴高士圖飾書棚』と言ひ本學講師藤澤黃坡氏を煩はした銘を刻するものである。銘に

鬢進資格
 紀張業獎
 書笥恭呈
 膺任學長
 德施洋々
 以致景仰
 視事三年
 雨化蕩々

中央の作圖は梅鶴高士の圖を高雅なる金銀高時繪にて表現したもので、梅鶴高士は宋の詩聖林和靖備考、月刊雜誌ハ總記ニ分類ス

本學圖書館開館以來の統計を紹介すれば左の通りである、因に入館者の便宜上夏期休日も開館してゐた由である。

圖書報告

のこと林和靖は盧を西湖の派山に結んで隠棲し常に二羽の鶴を養ひ、梅を植へてこれを愛しみ鶴を子とて梅を妻とすご稱して悠々自適、作詩を樂しみ未だ曾一度も城市を踏まなかつた大聖で范文公「風俗因君厚」の詩に激賞してゐる。林和靖の梅花を詠じた有名な詩に「疎影橫斜水清淺暗香浮動月黃昏」云ふ一節がある。この圖案には即ちこの詩句の大意を採つて老梅の清香に清冽な流水を配し又老梅は「餘薰襲彼」を表現せるものとして古來高德の士の餘を惜しむ意に用ひられる著名な畫題である。尙梅花と波とを以つて大阪市をも表現し得て一入の興趣を添ふるの感があつた。用材は國產上質の桐鏡板側板は、蠟色黒塗仕上に溫雅な朱色を配する。高さ四尺五寸幅六尺、奥行約一尺五寸の節書棚である。

分類別	法文學部		經濟學部		大學豫科		計	
	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書
總記	48	—	41	2	46	14	135	16
哲學	18	2	4	—	74	12	96	14
宗教	6	1	5	—	12	—	23	1
歷史地理	10	2	14	6	40	11	64	19
政治外交	8	3	4	1	6	—	18	4
法律	225	5	12	—	29	—	266	5
軍事	—	1	—	—	—	—	—	1
統計	—	—	—	—	—	—	—	—
經濟	32	—	103	6	10	5	145	11
保險貯金	—	—	3	—	—	—	3	—
商業	4	—	30	—	3	—	37	—
交通運輸	—	—	1	1	1	—	2	1
財政	5	—	5	—	—	—	10	—
社會	23	—	25	2	15	—	63	2
教育	3	—	—	—	—	—	3	—
科學	5	4	1	—	19	3	25	7
農工業	—	—	1	—	—	—	1	—
美術	7	—	4	—	7	2	18	2
語學	22	6	7	—	72	23	101	28
文學	92	12	57	2	305	24	454	38
計	508	36	317	20	639	94	1464	150
合計	544	—	337	—	733	—	1614	—

閱覽圖書數及分類別

（自六月二十一日至七月二十一日）

開館日數及閱覽人員

開館日數	閱覽人員		閱覽圖書	
	人員	一日平均	冊數	一日平均
六月	9	698	77.6	1039
七月	18	394	21.9	575
計	27	1092	40.5	1614

入館人員及借覽人員學科別

學科	入館人員		借覽人員	
	總數	一日平均	總數	一日平均
法文學部	1394	51.6	329	12.2
經濟學部	960	35.6	205	7.6
大學豫科	2468	91.4	558	20.7
計	4822	178.6	1092	40.5

備考 入館人員ハ推算數ヲ示ス

中村留學生動靜

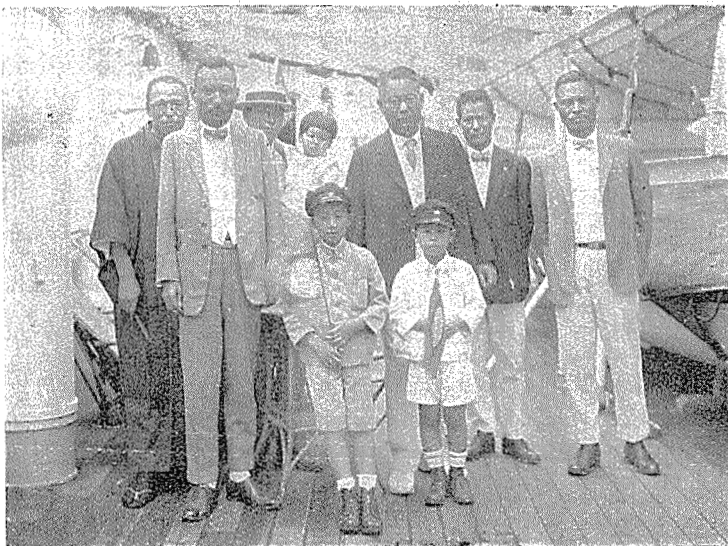
去る四月渡歐した本學留學生中村良之助氏は別稿の如き『ゼネバ通信』を本誌に寄せた外最近松山事務長野村會計主任宛左の如き通信を寄せる所があつた。

(前略)……小生其後も御蔭にて無事、さる十七日より當地ケムブリツヂに参つてゐます。世界に名高い大學の町として、誠にふさわしい土地です。餘り風景はよくありませんが、何しろ十世紀頃からの話ですから一帯が古びてゐてよく氣がおちつきます。ここに來ましても思ひ出すのは母校のことです。かく立派なものご相ならぶ様にありたいと日毎に思ひます。當地に参りましたのは萬國地理學會があつたからです。

今はすべての學校は休暇ですが、それでも尙半数は残つてゐてスポーツや勉學をやつてゐます。便宜なことは圖書館、博物館等すべて利用されてくれます。名高い經濟學者マーシヤルのライブラリーも今日見ました。紀念のためにマーシヤルが用ひた机を中心に寫眞をとりました。又彼のマルサスが

アダム・スミスの富國論を批評しながら讀んだと言ふ書物、マルサス自筆も見ました。丁度此ライブラリーの上が私等の人文地理、政治經濟地理のセクションになつてゐます。連日各カレッジ、スクール等の招待がありついでに教室、圖書館其他を見てゐます。地理學は寧ろオクスフォードの方が良いのですが今度のはローヤル・ジョイグラフヨカル・ソサイエティーの事もあるので當地でやつたらしいと存じます。當地の地理學は餘り感心しません。それがとても書物、地圖等とても豊富に所有してゐます。教室も最近改造したらしく設備は仲々よろしいのです。母校もちよつとした事でかう言ふ様に利用出来る所もあります。かへつたら是非その願ひたいと存じます。話は前後しますが日本からの會員は今年は割合に多く十名許りで私學は私一人です。心淋しいことです。余くかうした所へ來た時に心にかかるのは母校の様子です。一人自慢、うぬぼれはよくありませんが、何くそつと思つてしつかりやつもりです。

今月末にはスコットランド(グラスゴー)の地理書地圖出版所見學旁へ参ります。八月末にはパリにおちつく豫定です。……(後略)



土博開演を祝つてに歐米デビテンモ

教職員動靜

講師鈴木富太郎氏、今般神戸市外西灘村上野二〇五に轉居された。(電話御影一二六〇番)霜村盛郷氏、今般左記へ轉居、大阪市港區八幡屋雲井町二丁目一八〇。

附屬關西甲種商業學校彙報

(一) 夏期水泳部

七月二十一日迄阪

神沿線甲子園海水

浴場にて實施參加

生、貳百七拾六名

(二) 登山部

七月二十三日より

七月三十一日迄日

本アルプス槍岳及

富士裾野參加人員

十三名、

七月十九日より同

二十二日迄山上岳

大台ヶ原登山參加

人員十七名

(三) 野球部

八月一日より同三

日迄大阪豫選に參

加人員十名準優勝

戰迄に至る

八月十八日より五日間關西日本野球選拔大

會に參加(藝備日日新聞主催)參加人員十

名右大會に優勝す。

(四) 武術部

七月二十五日より同二

十七日迄京都武德殿にて全國中等學校武

術大會に出場參加人員教師以下生徒七名

(五) 庭球部 大阪毎日新聞社主催全

國中等學校庭球大會に選手三名參加す七

月二十六日より同廿九日迄

二、(イ)生徒に對する施設。休暇中左記宿題

を課す

第一學年には英語研究社發行夏期練習ノ

一ト卷一

第二學年には北星堂發行イソツプ

第三學年には同トムソン

第四學年には同Linder Bow

第五學年には日誌

(六)教師に對する施設

第四區商業學校簿記科協議會に教諭

三島律夫氏を派遣す(宮津商業學校

にて)

東京高等師範學校にて開催の講習會

へ教諭中村秀光氏を派遣す

第四高等學校にて開催の講演會に教

諭土橋四三氏を派遣す。

秋一題

磯村生

乙女らの戻りし秋の山莊は白き芙蓉の花さかりなる

校友の面影

日清機寸株式會社監査役
信泰公司株式會社取締役

永 久 通 義 氏

明治二十四年關西法律學校卒業

廣島市南竹屋町に氏を訪れてその談を聞く。時恰も盛夏、數日來微恙の故を以て醫を訪れしと語りつつ、而も極めて快活に氏は筆者を引見した。先づ談は

本學創立當時に及び創立者たる井上操、志方操、鶴見守義、手塚太郎、澁川忠次郎、諸氏の風格に及び當時國事犯大井謙太郎一派裁判のため派遣されたる井上氏の裁判上に於ける新知識並に機智、膽力等に就いて二三の逸話を洩らされた。そ

の一に或貨幣偽造事件の裁判がある。檢察官として堀田正中、裁判長として井上先生、辯護士として確か澁川忠次郎、水上長次郎の諸氏が事に當られたとのことである。

件は五十錢銀貨を一個偽造行使したといふの事が主眼であるがその偽造に用ひたものは二錢銅貨であつた。法律上の解釋によれば、右は紛れもなく貨幣偽造として國法上の重罪に問はれるべきであつたが、これに對する井上裁判長の判決には右は偽造にあらずして詐欺



久 通 義 氏 之 像

である。故に五十錢より二錢を控除し、四十八錢の不當價値を詐欺したるものと認め、極めて輕微なる罪に問はれたことがあつた。滿廷檢察官も辯護士も傍聽者も啞然たるばかりで、檢察官の嚴しい論告に對して、即坐に獨逸に於ける當時新進の法學者の議論並に判例を挙げ恰も明治に於ける大岡とも思はれる遣り方であつたと。筆者も井上操先生の民主主義的な法律の解釋適用の有様を當時の時世に比較考慮して特に感じ入つた次第である。永

久氏は明治元年備後常金村に生れ二十四年本學の前身たる關西法律學校を出た。當時本學は天満の興生寺に在り毎夜ランブの燈火に學んだものであると追懷深げに氏は語つた。實際上の經驗多き前記諸氏の下に孜々として學んだ先輩の修學時代を思はずには居られなかつた。明治二十七年氏は廣島に來り、有志と相圖り海外渡航株式會社なるものを創設した夙に帝國の過剩人口を海外へ移し多年の努力を以て、國勢の伸展に寄與せんとする氏の卓

見の現はれであらう。同二十八年三月ハワイに向け第一回移民五百名を送りたるを始めとして北米、南米、南洋、シベリヤ等に通計二萬餘人を移住せしめ今日に於いては移民の多くは相當に成功を収めてゐる。人も知る如く廣島縣は我國にても海外移民を多く出し、年數百萬圓に上る内地送金を算する由であるがその大部分は氏が創設し親しく社長として苦心經營に當つてゐる該會社の手を経て居る氏も亦明治三十九年浦鹽方面に渡航したるを始めとして三十五年、六年はハワイに滞在、翌三十七年及び八年はマニラに住居し、親しく移民の實際に没頭した。その後會社は事業を止め目下生産中の由であるが傳へ聞く所にれば多年の功績を今秋御大典に際し表彰さるるやの由である。その他長春に於ける日清機寸株式會社、信泰公司株式會社その他の重役を兼ね、今猶斐然として實業に精勵し、年數回親しく滿洲の地を踏むとの由、事業の性質發端等を窺ふに見て獨立力行今日の地位を築かれしは勿論國家的見地よりする産業立國策及び海外發展による人口問題への貢獻等轉氏の偉にうたるものがある。此機會に筆者が廣島滞在中一方ならぬ御世話に賜はつた氏に厚く謝意を表すると共に、氏の多幸ならむことを祈つて止まぬものである。

Music, when soft voices die,
Vibrates in the memory,
Odours, when sweet violets sicken,
Live within the sense they quicken.

— Shelley —

校友彙報

校友會愛媛支部第三回總會

八月五日午後一時より校友會愛媛支部第三回總會を松山市三番町明治樓で開催、當日の出席者は佐藤義道、勝井喜藏、滿田清四郎、山本芳三郎、森岐、金子照邑、加藤敬之、長埜友市、新見榮、富田清造の諸氏で、定刻佐藤支部長は開會の辭を兼ねて一場の挨拶を述べ長埜幹事より諸般の報告があり、終つて宴を張る。一同胸襟を開いて共に談じ、時の過ぐるを知らず、頗る盛會の裡に閉會した。なほ當日役員改選の結果左の諸氏當選さる。

支部長 佐藤義道
常務幹事 長埜友市
幹 事 今井卷太郎、加藤敬之、丹品、山本芳三郎

舞鶴俱樂部臨時總會

去月八日午後六時より、在福岡の少壯校友を以て組織せる吾が舞鶴俱樂部員一同は、夏期休日を利用したまたま來福せる學報局主任籍村盛郷氏歡迎の意を兼ねて、東中州、菊の家に於て臨時總會を開催した。時恰も盛暑、皆ビールに渴を感しつゝ、在阪當時を追懷し大いに語り、且つ笑ひ快よき一夕を過した。(附記)——本俱樂部員諸氏は本誌前號にも報されてゐる通皆少壯校友にて各元氣旺盛、赤心率直母校將來の發展の爲には及ぶ限りの盡力をされつつあることは臨席の機會を得た不肖が感じたところであります。此の機會に深く謝すると共に會員諸賢の御健闘を祈る次第であります。——霜村生——

因に當夜の出席者は左記の通りであつた。藤田彌太郎氏、星野俊一氏、三宅萬吉氏、高原尚祐氏、大場猛男氏、西村正喜氏、高山朋一氏、藤本龜氏、霜村盛郷氏、(順序不同)

武田宣英博士の「日本陪審法論」

曩に本學に「日本陪審法論」なる學位論文を提出し、法學博士の學位を授與された武田宣英博士は、今般東京有斐閣より「日本陪審法論」を出版された。巻尾に陪審法條文の索引をも附し、四五〇頁のもの。定價は四圓である。本學關係者並びに學生諸君に推奨する次第である。

校友 勤 靜

藤本浩一氏(昭三專文) 大阪市立上福島商工專修學校に勤務の由。

諸隈元次郎氏(明三二法) 今回鹿兒島地方裁判所長に就任された。

三島恒三郎氏(明三四法) 名古屋區裁判所檢事より姫路地方裁判所檢事に榮轉。

和田眞三氏(大五專法) 目下宇治川電氣木津川發電所に勤務。

山本政吉氏(大五專法) 大阪府今宮警察署より大阪府警察部監察課に轉任。

三輪一郎氏(大四專商) 昭和銀行福島支店に勤務の由。

伊藤藤市氏(大三專法) 過般大阪鐵道局内大阪通知所主任に就任された。

太田正之氏(昭三專法) 廣陵中學の後援を得て廣島市千田町一ノ四五〇に法律速成會を設置された。

初瀬靜雄氏(大二三專法) 大阪市役所を辭し佐

世保市役所自動車事務所主任に就任。信田芳氏(明三三法) 京城龍山警察署長より慶尚北道博陵島島司兼警察署長に榮轉された。

畑孝二郎氏(大二三專商) 七月八日岸和田高女出身の永橋澤子嬢と華燭の典を挙げられた。

西村正喜氏(大四專商) 福岡市千代田生命保險會社に勤務。

高原尚祐氏(昭二專法) 福岡市第一徵兵保險會社に勤務。

中井嘉市氏(明二九法) 同氏の主宰する千代田生命保險廣島支部は着着として成績を挙げ大手町一丁目に莊大なる新築を完成し九月一日より移轉された。

八木瀧二郎氏(明三九法) 松江地方裁判所檢事より廣島區裁判所檢事に轉補された。

西本楠太郎氏(明二三法) 先般廣島控訴院部長判事に昇補されこれを機會に勇退された。

今西貞夫氏(推) 下關區裁判所檢事より岡山地方裁判所檢事に榮轉。

佐久間辰二氏(推) 大分地方裁判所部長判事より名古屋控訴院判事に轉補さる。

藤井義成氏(明三一法) 岡崎區裁判所判事より八日市場區裁判所判事兼千葉地方裁判所八日市場支部部長兼八日市場區監督に轉補された。

兼松謙太郎氏(明三七法) 大阪地方裁判所檢事より大阪控訴院檢事に榮轉された。

竹内虎治郎氏(明三九專法) 札幌區裁判所檢事より愛媛縣大洲區裁判所檢事兼松山地方裁判所大洲支部檢事に榮轉された。

宗岡光龜氏(明三九專法) 岩國區裁判所判事より下關區裁判所判事に榮轉。

吉武三六氏(推) 山口地方裁判所判事より福山區裁判所判事に榮轉。

稻森健次郎氏(大八專法) 過般廣島地方裁判所判事より岡山地方裁判所判事に轉補された。

佐藤清氏(大四專法) 玉島區裁判所より岡山地方裁判所判事に榮轉された。

山崎敬義氏(大二四法) 司法官試補在職中の處今般檢事に任ぜられ大阪地方裁判所檢事局兼大阪區裁判所檢事局勤務を命ぜられた。

瀧石政次郎氏(推) 今般愛媛縣今治區裁判所檢事に補された。

松岡爲吉氏(大二三專法) 大正十三年四月以來會計士として會計事務に従事せしところ今般計理士に登録、神戸市楠公前東明ビル四階に事務所を新設し、引續き一般會計事務に干與せられることとなつた。

吉田正幸氏(大一一專商) 從來三菱銀行中之島支店勤務のところ今般大阪支店に轉任せらる。

新居寛氏(大三專法) 東京火災保險名古屋支店を退社、大北火災海上運送保險名古屋支店に支店長次席として入社された。

遠藤正一郎氏(大五專經) 今般新設の東京裁縫技藝女學校に勤務せられることとなつた。

橋本民三郎氏(大六專法) 刑事課勤務警部より今般署長に轉任された。

竹田住次郎氏(大六專法) 阿部野署署長警部より住吉署長に轉任。

長尾幸治氏(大六專法) 福島署勤務警部より大津署長に轉任。

林忠三郎氏(大六專法) 長野署署長警部より御厨署長に轉任。

仲島忠次氏(大九專法) 警務課警務より特高課

へ轉任された。

田中又一氏(大一一專法) 守口署署長警部補たりしところ、今回警部に任ぜられると共に堺署勤務を命ぜられた。

田淵昌平氏(大二三專商) 今般大毎代理部を辭し大阪株式取引所に入所された。

校友住所移動

大崎萬太郎氏(明四一法) 府下南河内郡柏原町大字

田中寛氏(大五專法) 明石市東仲ノ町二丁目一

藤本浩一氏(昭三專文) 兵庫縣武庫郡鳴尾村字八

山内四郎氏(昭二專法) 東區平野町二ノ一六

河内透氏(大五專法) 港區市岡元町四丁目大坂

津田道之助氏(昭三大法) 兵庫縣武庫郡大庄村字濱

勢川久一氏(大八專) 廣島縣佐伯郡大楠町大君

小林輝一氏(大三法) 大阪合同紡織能美支店內

門脇六郎氏(大五專經) 西成區粉濱本町四丁目五

保田文夫氏(昭二專經) 七西田方

清藤義夫氏(明四五專法) 港區桂町三丁目三番地

和田眞三氏(大五專法) 東區谷町五丁目乙二〇

佐藤英敏氏(昭三專法) 大阪區裁判所内

三輪一郎氏(大四專商) 市外豐中町昭和銀行寄宿

伊藤藤市氏(大三專法) 大阪鐵道局内大阪通信所

太田正之氏(昭三專法) 廣島市千田町一ノ四五〇

山本盛雄氏(昭二專法) 東區北國分町九六〇

吉田光昭氏(昭三專商) 府下三島郡吹田町字櫛原

吉田 輝(昭三專) 全 西成區橋通五丁目二
大平義雄(昭三專) 府下中河内郡布施町莖屋
後藤種吉(昭四專) 西四五ノ一
田淵正照(昭四專) 神戸川崎造船所造機設計
部兵器係
初瀬靜雄(昭一三法) 佐世保市福田町八五
稻垣鐵五郎(昭二專) 浪速區美須町一ノ一新
世界青物市場入口角
豐田興一郎(昭二大) 東淀川區國次町四七三
信田 芳明(昭三三法) 朝鮮慶尙北道蔚陵島島司
官舎
如孝二(昭一三專) 住吉區天王寺町文里
花村 格(昭一四專) 東淀川區國次町三六九
山田國三郎(昭二專) 東區北久寶寺町三丁目三
八小原有鄰商店方
西村正喜(昭一四專) 福岡市天神町六七
高原尚祐(昭二專) 福岡市東中洲南新地
三宅萬吉(昭一五專) 福岡市博多上新川端町五
七ノ二
大場猛男(昭二專) 福岡縣警察部保安課
中村敬直(昭一二專) 長崎市福助足袋株式會社
長崎工場
池田重吉(昭二四法) 小倉市堺町八〇番地
金尾建雄(昭一三專) 福岡市船町藝備銀行支店
野田保規(昭三四法) 廣島市南竹屋町
秦 良三(昭一二專) 廣島市藝備銀行本店
波多野隆助(昭三三法) 岡山市西中山下町
車田輝平(昭一八法) 岡山縣津山町田町
植月佐章(昭三四法) 岡山縣勝岡田町字平
小段信雄(昭四專) 姫路市直養町五ノ一
森脇秀正(昭一四專) 愛媛縣松山區裁判所
岡本安治(昭五專) 岡山市西中山下町
川西千次郎(昭一三法) 北海道旭川市七條通十三
丁目右二號川西正一方
高沖次郎(昭一五專) 府下濱寺町下石井松井方

堤正義(昭一三專) 此花區吉野町一ノ三四
岡田 勇(昭三專) 大連市若松町七一番地
岡本吉一(昭二專) 東成區東小橋町一七三
岩淵照之(昭三專) 住吉區邊里小野町四六
福武忠雄(昭四專) 兵庫縣津名郡岩屋町大同
機寸會社長濱工場
金子照邑(昭一專) 松山市大字中村
馬淵吾一(昭七專) 西淀川區浦江北三ノ三
芦田文一(昭二專) 西淀川區浦江上二ノ八八
松川茂三(昭四專) 堺市大濱北町一番地
河野通雄(昭一二法) 尼崎市大物村四六七住友
社宅
田中 茂(昭二專) 住吉區阿部野町四二六
吉田正幸(昭一一專) 三島郡吹田町旭町宮浦通
一〇〇九
北本彌市郎(昭二專) 府下北河内郡守口町瀧井
四一三
阪本敏則(昭一五法) 住吉區北田邊町九五八
紙正義(昭一五法) 西成區粉濱本町三丁目一
中村泰音(昭一五法) 住吉區住吉町二七四
丸川定治郎(昭二專) 浪速區木津川町一丁目一
船曳俊雄(昭二專) 東淀川區十三今里町七
校友改姓名
大五專法 藤・田・寛
昭二專法 藤・岡・四郎
昭三專法 奥・辰・雄
大七經 仲・野・英・一
昭二商法 田・中・孝・義
福・井・孝・義
昭和三三年八月三十日
山 口 保 氏
右計音に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

皇陵崇敬會報

第二十八回例會 これはわが皇陵崇敬會の第一次帝陵參拜最終の例會である。
七月十七日。青靑として河内平野を縫ふて、一行を乗せた電車は青丹よし奈良の舊都へ。天氣は我等を壽ぐ如く快晴。奈良で電車を捨てて目的地田原村へと自動車を驅ることにする。春日、三笠を左に見て、山又山を越すと一時間餘にして光仁天皇田原東陵に達す。天皇御名は白壁、天智天皇の御孫で、人皇第四十九代の帝に在す。天應元年十二月二十三日崩御、延暦元年正月七日廣岡の山陵に葬り奉り、延暦九年十月二十八日出原陵に改葬し奉つたのである。御陵は高さ十九尺、直徑二十間の圓墳にして環墻あり。ついで田原西陵に至る。西陵は須山村の南西十町、矢田原字西山にある。光仁天皇の御父施基皇子の御墓である。これより鉢伏峠の嶮を辿つて鹿野園村を経て、東市村大字八島なる崇神天皇の御陵八島陵に參拜す。御陵は方形をなし、高き土壁を廻らし、陵前に池がある。池の中には八個の巨岩あり、屋島より飛び來りたるものと傳へられてゐる。更にこれより行くこと數町にして園聖寺に至る。世に山村御坊と稱し寺脊に園聖寺宮墓地がある。開山堂に參詣の後、石上神社に詣つ。夕陽没し山氣漸く膚に迫り轉神しさを覺ゆ。一同拜殿に額づき、黃昏の道を奈良の宿舎へ。
明くれば七月十八日。前日の快晴に引かへ雨

降ることしきりなり。けれども霽れ間を見て今日の旅程に上る。昨日に續く今日の道程はかなりに長く、一同疲れるかと思ひの外頗る元氣、先づ大和神社より崇神天皇陵へ參拜す。陵は山邊道勾岡上陵と稱し、崇神天皇六十八年十二月五日崩御、翌年八月當所に葬り奉るとある。御陵の形は前方後圓三墳築きの大陵で、廣い濠によつてめぐらされ、三つの渡り土手が築かれてゐる。これより行くこと二十分、景行天皇の御陵山邊道上陵に至る。景行天皇は六十年十一月七日高穴穗宮(近江國滋賀郡)に崩じ、成務天皇の二年十一月この御陵に葬り奉る。陵は西向に三段に築いた前方後圓の御塚で、前後の徑六十四間、後圓の徑三十六間、前方の幅三十七間、後圓の高き百八尺といふ大和第一の大陵である。ついで繼體天皇の皇后白香皇女の倉田陵、竝に孝靈天皇皇女倭迹迹日百襲姬命の舊墓に詣つ。當陵は西面せる前方後圓の大陵で且前方後圓陵の典型的なものである。これより汽車によつて雨に煙る大和平野を一路壺坂へ。直ちに眞弓岡なる岡宮天皇御陵に拜し、更に齊明天皇越智岡上陵に詣つ。齊明天皇は七年七月二十四日築紫の朝倉宮に崩じ、天智天皇六年二月孝德天皇皇后間人皇女と共にこの所に葬り奉る。御陵の高き十六尺、周圍八十間の圓墳である。一同心ゆくまで禮拜し、坦坦たる道を孝安天皇玉手丘上陵に參拜す。孝安天皇は人皇第六代の帝に在し、百二年正月九日崩御、九月當陵に葬り奉つたのである。更に御所町に向ひ行くこと二十町許りにして孝昭天皇掖上博多山上陵に達す。陵上に小祠あり天皇を祀る。御所驛より關西線にて歸阪、滞りなく旅程を

終了す。

第一次帝陵参拜を終るに際して——我我學生が皇陵崇敬の會を組織したのは去る大正十三年十月のことであつた。而して第一回の帝陵巡拜を十月十二日畝傍地方に行ふたのであるが、當時は創生の際として、一般に主旨徹底せざりし爲參加人員は數に於いて僅かであつたが、回を重ねるに従ひ、益盛大に赴き、現在では會員數十名の多きに達し、卒業生二十數名を出してゐる。

帝陵参拜の數は百二十二、(長慶天皇御陵の御所在未だ確定せざりし爲)、回を重ねること二十有八回、その間五年の歲月を費し、幾多の艱難辛苦を嘗めたのであるが、こゝに芽出たく第一次巡拜を終了することを得たことは、會員の一致協力の賜に外ならない。なほ新學期早第二回第一回の巡拜を行ふ豫定であるから、帝陵参拜に志あるものは奮つて本會に馳せ參ぜられんことを切に希望する。

第二次第一回例會豫定——九月二十三日山科大津方面(天智、弘文兩帝陵)

齊藤君報

千里山山岳部

第一班(富士登山)——數日來の雨天續きを氣にしなから七月二十一日午後七時大阪發、二十二日早朝大宮町に着、大宮町を出て二合目迄は雨に降られつつ登る。二合目を過ぎる頃から雨は歇んだ。頂上は今年はじめての好天氣といふことに一行元氣百倍。午後五時十分七合目に到着。二十三日は午前三時十分七合目を發し、一時間四十分にして頂上に至り御來光及び薩富士を見る。七合目から頂上まで

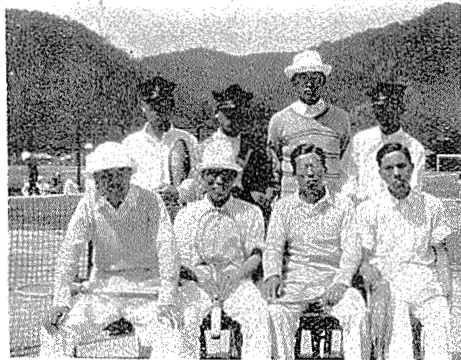
一時間四十分はかなり良い記録だと思つてゐる。お鉢廻りを終へて、砂走りの壯快味を充分に享樂して正午前御殿場下山。

——藤田君報——

第五班(山陰地方)船上——珍らしい北日本の好天氣續きが體てあの執拗な山陰の雨に變る日にやつて來て遂に三日間は雨に降り込められて山下君の厄介になる。七月十九日、起床午前四時日本海も山陰の山山も暗然としてゐるが降つてゐないのを幸ひ、意を決して出發、七時赤碕に着くと雨瀟條と煙りはじめ行く手の暗雲はますます募つてくる。高岡より路を左に、雨深き山麓に達す、登つて行くうちに雨はひきくくなる。霧は深く、足は這る。疎林を抜けて草原に出ると左に「船上山行宮之碑」と秩父宮殿下御手植の松とが、今は濃霧に消えたり現はれたりしてゐる。ここに立つて、南朝



専門部英文科二年生登山會記念撮影



高安に在るせむせ門庭時部員

の悲史を秘めたる吉野山、金剛山を思ひ合すとき、訪ふ人の餘りに稀なるに轉感慨無量なるものがある。

甲ケ山。いよいよ大森林帯に入る。喘ぎ喘ぎ勝田ヶ山を乗り越へると路は更に險難。ここを抜けると間もなく甲ケ山頂である。霧濛濛たる中を吹き来る冷風に幾時間かの汗を一拭ひする。

矢箸山。日は没は近づき霧は益深く咫尺を辨ぜず加ふるに次から、次へと難所は横はり標高一三五八米の矢箸山の山頂に達するのには非常なる困難を覺えた。その夜は倉吉造林署と

名ばかりの石室に假泊。

伯耆大山。石室に雨の一夜を明かし午前六時出發、大山寺部落に出るこれより山頂石室まで三十三町四間とある。喬木帯より灌木帯を抜けると草原、石室は間もなくである。石室より二三町にして絶頂に達す。大山きやらほ

く」が青青と生えてゐる。雨のために隠岐の孤島、美保灣、宍道湖等の眺望の許されないことに恨みを残して大山寺に下る。ここより伯耆大山驛へ四里。午後七時半着し芽出たく解散す。——平井君報——

第七班(樺太北海道地方)——七月十六日午後十時二十五分大阪を出發、翌日午後十一時半青森着連絡船に乗込む。

七月十八日晴天なるも霧深くして函館の空を望むことを得ず、上陸後市の郊外にある女子トラスビト修道院に行く。湯川の千人風呂に浸つて後、五稜廓を見、又北海道の空に憧れた石川啄木の墓に詣で、坂を下つて函館八幡宮に参拜した。それより汽車にて大沼公園に向ふ。沿線にはエルム、白樺等の樹木多くして感興一入深いものがある。遙かに駒ヶ岳を望む大沼は、湖内島多く、宛ら松島を思ひ出させる風光である。その夜は五月館に一泊。翌日は駒ヶ嶽驛に下車即ち頂上の馬の脊に至り、更に險を冒してピークの下に至る。夜十二時近く札幌着、部員は功島君の家に泊ることとした。二十日午前小樽より千歳丸に便乗樺太に向ふ。翌朝六時大泊着。直ちに豊原に向ふ。樺太廳に林業課、殖民課を訪ね一憩の後、山腹の樺太神社に参拜歸路博物館を観るこれより榮濱を経て落合に至りて一泊。二十

二日大泊行の列車に乗つて小沼に下車、樺太廳農事試験場を見學す。ここを出て驛に出る途中、○シヤ人の家を見る。川邊では年老ひたる○シヤ人が紅鯉の料理なきをしてゐる。喋つてゐることは日本語と○シヤ語との混成である。驛で汽車を待つ間に○シヤの少年がパンを賣りにくる。一個五錢ルユボイツキ謹

製なんかと書いてある。定刻より三十分も遅れて汽車は出る。所謂樺太式で悠長なものだ。大泊で王子製紙の工場を見学する。二十三日は早朝帷内着、九時五十分函館橋行急行に乘込む。午後二時半頃列車は美深驛を通過する。美深の町は全焼して女子小供は線路に避難してゐるといふ慘憺たる有様である。午後九時四十分札幌着、再び功島君の家に宿泊。翌日鈴の音賑かな幌馬車を驅つて前本學の軍事教官たりし田中哲氏を訪れる。二十五日。札幌神社に参拜、附近の三角山に至りスキー場を見る。それより市電で中島公園に行き物産陳列館を見学、札幌放送局もこの處にある。北大の外観を眺めて日本乳製品會社を見て歸る。夜三高に赴任されるといふ兒玉少佐と會談の花を咲かす。二十六日、田中氏御家族と共に自動車で千歳鮮蝦化場を見に行く。田中氏等とは王子の發電所のところで分れ、それより外國婦人と共に王子山線機關鐵道に乗つて支笏湖に向ひ湖畔の王子製紙のクラブに泊る。ここは世界的に知られてゐる樽前の火山のドームを望むことが出来る。二十七日は樽前山に登る豫定であつたが、雨のために中止し、登別温泉を経て札幌に歸り、その夜室蘭より連絡船三國丸によつて二十八日青森着。恙なく旅程を終はることが出来た。因に一行は河村教授、功島政之、森田米造の三名である。

(以下敬称を略す。編者)

森田君報

千里山新聞部報

千里山學友會新聞部では大阪毎日新聞社の依頼により「六大學新聞部學生記者通信」原稿作成のため田中基次(法二)辰巳孝治(經二)由井清三郎(豫三)の三名を「學生勞働者の

生活」視察に七月廿八日より八月一日までの五日間輕井澤へ派遣した。因に上記諸君の物した記事は九月一日二日三日に互り大毎紙上に掲載されてゐる由である。

千里山商學會報

第二回例會——七月三日本學會會長木村講師と共に大阪府立産業

能率研究所、商品陳列所及び工藝博覽會を見学す。先づ産業能率研究所を訪ひ、所員の好意により左記能率研究所事業に關する夫の解説を承ることが出来た。

一、科學的管理
組織、作業計畫及び作業管理、原價計算、時間及び動作、人事管理、賃金形態、商店管理、及び事務管理、經營統計の研究等。

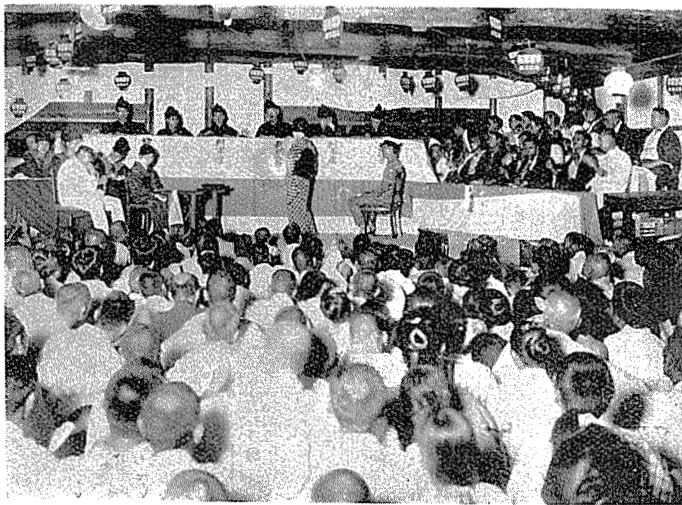
二、勞働生理
疲勞の研究、災害豫防の研究等。

三、産業心理

適所適材の研究、環境の研究、廣告研究等

四、規格統一
規格統一、標準化の研究、リミツドゲームの研究

五、機械設備
勞力節約機械器具の研究、照明等



現實判裁庭際觀主會人縣山岡會學山里千ルヲ於二町尾長縣山岡

六、考案製作

能率研究に關する器具等

次に實驗室を訪れる。適所適材注意捕捉の實驗的研究をやつてゐる。係員は「斯様に種々な機械があつても我國では未だ實用時代に入つてゐない。これは全く實業の當路者が、かかる機械に對して、イグノーラントなるに拘らず、頭からその使用効果を信用しないことに基因する」と語つてゐた。

それから疲勞の研究その他を見学し、統計室、商品陳列所、資料室、圖書室を巡覽す。統計表室には米國六大工業に於ける不良管理責任の配分なき幾多の參考資料に充ちてゐる。最後に工藝博覽會を觀て第二回の例會を散會す。

因に本會は本誌前號に紹介した通り、經濟學部商科の一研究機關として生れたもので、懇談會、研究會、講演會實地見學等をその主要なる事業となし、現在會員は二十名である。——川邊君報——

千里山廣告研究會報

大正十三年創立の廣告研究會は左の如く組織を革正し、愈今般商科の一研究機關とした。

これより經濟學部商科には、商學會と共に二大研究機關が成立したわけである。改正による廣告研究會會則は次の通り。

千里山廣告研究會會則

第一條 本會ハ關西大學廣告研究會ト稱ス

第二條 本會ハ關西大學商學部ノ研究機關ナリトス

第三條 本會ハ事務所ヲ千里山關西大學内ニ置ク

第四條 本會ハ廣告ニ關スル研究ヲ目的トス

第五條 本會ノ事業左ノ如シ

一、講演會

二、會員ノ個人的及相互的研究

三、各種廣告媒体ノ蒐集

四、廣告統計調査

五、他必要ナル事項

第六條 會員ノ種別左ノ如シ

一、正會員 千里山關西大學商學部學生

二、普通會員 正會員外ノ千里山關西大學學生

三、シテ入會シタルモノ

四、特別會員 前記兩會員以外ノモノニシテ本會ヲ援助スルモノ

第七條 本會ノ役員左ノ如シ

一、會長 一名 任期一年

二、幹事 若干名 任期一年

三、正會員中ヨリ互選ス

第八條 本會ハ維持費ヲ左ノ如ク徵收ス

一、正會員 毎學期 金五拾錢

二、普通會員 毎學期 金貳拾錢

千里山漕艇部報

日本選手權競漕大會 日本漕艇協會主催文部

省並に大阪朝日新聞社後援の第一回高等專門

學校日本選手權競漕大會は八月二十六日午後

五時半宇治川新コースに於いて催され、關西

代表本學豫科は、關東代表慶應豫科と雌雄を

決し、艇差五分四艇身を以て本學豫科の優勝

するところとなり名譽ある第一回日本選手權を獲得した。この日絶好のレース日和で觀衆は陸續と川畔に參集、稀に見る盛會であつた試合經過に本學のメンバーは次の通りである。

五時三十分、敵味方夫必勝の意氣を湛へてスタートにつく。三十五分發艇本學のピッチ慶應より稍早く、百米で約二シートを先んじた。而してスタートピッチ漸次平常にかへるころ本學の艇足非常によく、四百米のあたりで一艇身以上の差を生じたが、これより本學の調子急に落ち、艇差漸次縮まつて行つたため死力を盡して力漕し、遂に五分四艇身を先んじて本學の勝利となつた。

一、次種助藏郎 嚴
バ、彦之助 繁己 西
メン、田村 北森 直寺 泉
C. S. 5. 4. 3. 2. B.
赤司君報

千里山岡山縣人會報

模範裁判公開——千里山學舍岡山縣人會は今夏の事業として、山陽新報社及び中備時報社後援の下に、「病魔と生活苦に悩める若き女性の殺人事件」なる陪審模範裁判を岡山縣下六箇所で公開し、各地とも非常な人氣を呼び、定刻前已に立錫の餘地だになく、觀衆場外に溢れ、これが整理に警察の手を煩すの盛況を呈し、これによつて陪審法普及宣傳の實を挙げ大いに本學の面目を施す所があつた。この模範裁判が學生の事業として至難なるに拘らずかく各地盛會の裡に終了することを得たのは板野友造氏、内藤正剛氏を始め、平尾縫太郎氏、吉岡榮八氏、濱田效三郎氏、車田輝平氏

香山親雅氏、柏木貞一氏、裾分正重氏等の御盡力に負ふ所大にして、茲に各位に深く感謝すると共に開催各地の青年團其他有志の方方に本會の趣旨に賛同御援助を賜はりし在阪縣人の各位に對し厚く謝意を表するものである。因に開催地及日割は左の如し。

玉島町

時日 八月十一日午後七時
場所 玉島町鹽港座(入場者千七百八人)
指導者 板野友造氏、裾分正重氏、吉岡榮八氏、濱田效三郎氏

長尾町

時日 八月十二日午後七時
場所 長尾町乾蘭座(入場者二千二百人)
指導者 同前

井原町

時日 八月十三日午後七時
場所 井原劇場(入場者千八百人)
指導者 板野氏、吉岡氏、濱田氏、高梁町

高梁町

時日 八月十四日午後七時
場所 高梁劇場(入場者千五百人)
指導者 柏木貞一氏、福渡町

福渡町

時日 八月十五日
場所 福渡高等女學校校庭(入場者二千人)
指導者 吉岡氏、津山町

津山町

時日 八月十六日午後七時
場所 朝日劇場(入場者千七百八人)
指導者 車田輝平氏、香山親雅氏、尚役割の次は通りである。

裁判長

英法三年 河本 尚
英法三年 小野田正孝
獨法二年 廣井重次
英法三年 的場市郎

檢事 獨法一年 青野昌平
辯護士 英法二年 黒木茂
辯護士 英法二年 藤原勳
辯護士 英法一年 井口一
辯護士 英法一年 小野武一
辯護士 英法三年 戸根泰雄
辯護士 英法三年 飯田貞
書記 經濟一年 篠原敏夫
巡査 豫科三年 高谷三郎
巡査 豫科一年 奈須好夫
被告人 靜子 女 優 尾上月子
證人 千代子 女 優 末廣麗子
證人 剛三 豫科三年 藤原房二
豫審判事 豫科三年 富岡孝
陪審員長以下十二名は開催地各地の名士、(以下次號に掲載す)

福島英文學研究會創立

専門部文學科が今度國漢文專攻科と、英文專攻科とに分れたるを機會に、英文專攻科の學生の有志は英文學研究會を組織し、團體的研究によつて健實なる研究の歩を進めることにした、同會では志を同じうする諸君の入會を希望してゐる。

因に現在會員數は二十三名。組織は大體次の通りである。

一、組織

本會ハ關西大學英文學研究會ト稱シ本部ヲ福島學舍内ニ置キ英文科在學生ヲ以テ組織ス

二、事業

雜誌ノ發行
(教授、講師指導ノ下ニ會員ノ作品ヲ掲載發行ス)
村田君報

福島辯論部報

昭和三年度の第一回學内雄辯大會は去る六月

三日午後一時より第一教室に於て開催され、元氣瀟灑たる新入部員の猛者を迎へ、若人の舌端より迸る熱辯は、壇下に火花を散らす名彌次と相呼應し、會場は忽ちにして雄辯の殿堂と化し、吾部の面目を躍如たらしめた。大會終了後直ちに一同校庭に集合し記念撮影をなし、第五教室に於て部員總會を兼たる懇親茶話會を催し、部員一同の自己紹介に始まり各自得意の隱藝等續出し、一同胸襟を開きて相和し相語り、その間學歌學生歌並びに辯論部歌等の合唱等もありて、氣勢は愈々昂り薄暮盛會裡に散會した。

當日のプログラムは左の如し

一、開會の辭

委員經二、溝畑 精三

一、國歩艱難青年奮起の秋

法一 有本 四郎

一、現代の道德と佛教

法二 太田 啓童

一、醒むる我同胞

商一 渡邊 元治

一、我國の現状と青年の使命

法一 小橋 楠男

一、如何にして打開すべきか

法二 國田 清文

一、今回の内閣改組に當りて

法一 寺倉 忠夫

一、曉を破り反省の鐘が鳴る

法一 味村 健一

一、失業問題に對する一考察

法二 上田 桑吉

一、法を民衆に解放せよ

法一 藤井 計吾

一、挨拶

商三 渡邊 正人

一、現代唯物的イデオロギーの史的批判

法一 森田 正道

一、我國の極端なる歐化を嘆ず

法三 筒井 一馬

一、奴隸所有社會に對する現實的批判

經二 阿部 武夫

一、法律は罪を憎みて人を憎まず

法二 眞鍋 謙一

一、所感

法三 白井 正實

一、社會改造思想に對する一元的考察

經三 西内 巨司

一、閉會の辭

委員法二 長谷 正事

土方博士の經濟價值論

森 川 太 郎

- 一 經濟價值の本質
- 二 價格の決定
- 三 價格經濟の意義

序

經濟學博士土方成美著財政學の基礎概念（大正十二年）同經濟生活の理論上卷（大正十五年）同我國國民經濟と財政（大正十五年）の三著から同博士經濟價值論の概要をうかがはんことこれ本稿の目的である。従つて筆者の努めたところは博士の論の理解であつて其批判ではない。しかし今日我國の經濟學界に於て兎も角一の大なる存在である博士の所説については、その單なる理解と雖も研學上一の意味を有し得る、この事は博士の立場を認むると否とに依つて相違あるべきでない。

然るに博士の價值論はその難解なる方法論との關聯上之を系統的に叙述することに可成りの困難を覚えしめる。依つて筆者は假りに經濟價值に關する三つの見地に立つて博士の價值論を眺め、その結果を順次記述することによつて博士の所説の一斑を示さんとした。即ち第一節に於ては價值とは何ぞやと云ふ若干形而上學的觀點より博士の價值論を見、第二節に於ては價值決定の理法如何てふ科學的見地より考へ、第三節に於ては價值が經濟社會に於て如何なる作用を營みつゝありやと云ふ點

を中心として若干機能的及び目的論的考察を試むる積りである筆者の理解の不足を償はんが爲めからも、努めて博士自身の言葉を用ひて記述を進める。

經濟價值の本質

經濟學に所謂『價值』とは何ぞや、古來異論多き此問に答へて博士は先づ次の如く云つてゐる『經濟價值が物自體に客觀的に附着する性質を表現するものであると考へる事は斷じて不可能である』（註一）何となれば『財貨の數量の増加によつて一單位の貨幣價值が減少すると云ふ事よりしても貨幣價值が物自體に客觀的に附着する性質を表現するものでない事は明瞭である』（註二）からである。即ち吾人はここにスミスよりマルクスまで漸次發展し來つた勞働價值説が博士に依つて斷定的に否定せられてゐるのを見る。蓋しこれら凡ての勞働價值の基底に横はる共通的思想は各種の商品中に在つて價值の實體を構成する何物かを認め、この價值の實體たるものが同量なるとき各商品は交換せられ、又この價值實體の外的表現價值となり價格となると觀念するものなるが故である。

然らば價值はオーストラリア學派の云ふ如く效用即ち財貨に對する各個人の慾望強度を數量化したものであらうか、博士に従へば價值とは『又交易當事者の當該財貨に對する慾望強度の數量化したものであるあり得ない。斯の如き慾望強度は各個人毎に異なるのみならず、慾望強度が數量的に測定し得るか否かすら著しき疑問であり』（註三）且つ又『若し交易の當事者に取つて自己にとつての財貨の重要

度のみが問題であるならば、米を作る農夫は米を無償で人に賣却する筈である。何となれば其米の全部を腐敗せざる間に消費する事は農夫にとつて不可能である』（註四）からである。しかしながら博士は價值が個人の主觀的評價を離れて成立するものなる事を主張するのではない。即ち博士も個人が或る外界財の自己に對する意義を認め、此外界財と他の外界財との自己に對する意義を特定の見地に立つて比較するに於いて兩財貨は量的に比較觀察せられる可能性を得る』（註五）ことを認めてゐる。問題は此『特定の見地』が何なりやである。夫が博士にとつて個人の慾望強度にあらざる事は既に述べた、然らば何ぞや博士に従へば『外界財の人格者間に於ける配分と云ふ見地が存在する事によつて始めて財貨の交換比、貨幣を以つてする一般的なる數量的表現が成立し得るものである』（註六）即ち交易に於ける『所謂個人的評價も單に個人が個人として財貨の自己に對する効用性のみを評價するものではない』（註七）『自己の他人に提供せんとする財貨の單に自己自身に取つての重要度のみならず他人に取つての重要度をも考慮の要素として、他人より獲得せんとする財貨との配分的重要度を比較しつゝある者である』（註八）

ここに於て吾人は經濟價值とは博士に従へば『財貨の配分的重要度』なる事を知つた。然らば所謂財貨の配分的重要度とは何か。思ふに『經濟の出發點は物が吾々の支配の要求に對して不足なる點にある。經濟學は人間生活の配分的方面の相互關係を脈絡ある一體として説くにあら』（註九）而して配分とは評價

客體（人が何等かの價值ありと思ふ物、人間の勞働力でも何でも差支ないが、極めて通俗的に粗雑に云へば物の支配を評價主體通俗的に云へば人）の間に分つ（分ち變へる事をも含む）事である。（註一〇）されば『物は配分の對象として見られるときは、一つの量である。而かも各種の物理的、化學的性質を異にする財貨に共通なる量は配分上の重要度即ち配分價に量である』（註一一）即ち『或る物の値段とは其物が取引せられる全部の財貨の中で占めてゐる重要さを表はしてゐる事になる。難しい言葉で云へば全部量に對する部分量を表はして居るもので更云へ換へれば吾々が物の値段を五圓、十圓と云ふとき實は何億圓分の十圓の意である。唯其分母はいつも同じであると前提せられてゐるから特に之を云はない迄である』（註一二）凡そ如上の如き意味に於て經濟價值は配分價值であるが、夫が配分價值なる事より必然に有するところの特質は次の如きものである。（註一三）

- 一、量的なること、即ち經濟價值は配分上の價值であつて物の支配を分つ以上之を量的にしか分ち得ないのである。
- 二、相關なること、一財の支配は他の財貨の支配を必要とし、一財の支配は他財貨の支配と相俟つて價值を有ち或ひは高まる關係にある等財貨の經濟價值一つが動けば他も動く關係にあつて相關である。
- 三、相對的なること、即ち或財貨の價值が高くなつたと云ふことは當然其反面に於て此財貨に對して他の財貨の價值が低くなつたことを意味してゐる。
- 四、社會的なること、例へば甲が米に對して

のみ價值を認めて支配せんと欲し、こは麥に對してのみ價值を認めて之を支配せんと欲する場合には米麥に就て經濟價值は成立せぬ。米麥に就て甲乙兩人が共に價值を認める場合に始めて經濟價值が成立する。甲が米を直接利用しない場合でも、乙丙其他の第三者が之を欲求することを知つて乙丙等の第三者の評價を基礎として自分も之が支配を價值ありとする場合には經濟價值が成立する。

- (註一) 財政學の基礎概念、第四六頁
(註二) 前掲書、第四六頁
(註三) 前掲書、第五〇〇頁
(註四) 前掲書、第四九八頁
(註五) 前掲書、第七六頁
(註六) 前掲書、第四六—七頁
(註七) (註八) 前掲書、第四九八頁
(註九) 經濟生活の理論、序文、第三頁
(註一〇) 前掲書、第八頁
(註一一) 前掲書、第四七頁
(註一二) 我國國民經濟と財政、第七頁
(註一三) 經濟生活の理論、第五〇頁以下

二、價格の決定

經濟價值は今日の如き貨幣制度の下に在つては貨幣單位を以て云ひ現はされてゐるが斯く表現されたものが即ち價格である。(註一)而して價值論の第二の問題は此價格が如何にして決定されるやを問ふ事であるが博士に従へば『價格の高低を左右する原因は何であるかを論ずる場合に問題の立て方に二つある第一は經濟財貨一般を概括的に考へて、各個のものの相對的價值の高低を左右する原因に如何なるものがあらうかと云ふ問題である。第二は他の財界の價格は既に決定してゐる、或

は與へられたるものとして或る特定の財貨の價格の高低が何によつて左右せられるかと云ふ問題である』(註二)
一、經濟財の價格を左右する一般的原因は之を分つて次の三とすることが出来る。(註三)
(A) 評價の程度、凡そ人間が或物を支配したいと欲求する場合には何にか之を價值ありと思ふ故であつて、而も其の評價(經濟的評價以外の評價)には強度があり、此評價の強度如何によつて配分上より見たる重要さ



ゼネバ市の中央にあるルソーの生家(ゼネバ通信電報)

即ち經濟評價が左右せられることは疑ふべくもない。而して物に對する評價は人によつて異なるものであるが、或人が之を評價して支配を欲することを知れば自分が値打がないと思ふものにも之を前提して經濟價值を認め斯くて種々の個人的評價は相互に影響し、一社會に於て同一物は大体相等しい價格を得るに至る。
(B) 物の數量、經濟價值は配分上の價值であるから物の數量と云ふことが重要な問題である。生命を繋ぐに缺くべからざるものであ

るから之が欲しい又は美しい、物であるから自分が支配したいと如何に考へても其物が澤山あり餘る程あつて支配を決定する、分つと云ふ問題が起らなければ經濟價值は成立して來ない。又一定の場所に於ける人間の欲望強度及び物に對する支配能力には限りがあるから、物が比較的澤山ある場合には比較的少い場合に比して配分上の重要は少い。即ち物の數量の増加は經濟價值を低下し、數量の減少は經濟價值を昂騰せしめる。

(C) 經濟財の配分狀態、今日の經濟組織の下に於いては何か他人に提供しないものがいくらか他人の提供する物を經濟的に高く評價しても價の表現に關係しない。何か他人に提供すべき物を持つてゐる人がつけた評價が始めて有効に市場(即ち價格經濟社會のこと)に於ける價格に影響する。所が自分が他人に多く提供しうるか少く提供しうるかと云ふ事は、又他人が自分の提供する物を高く値打ち付けるか否かにかかつてゐる故に各財の價格は相關的な關係に立つてゐて一の財貨の價格が動くと之に従つて他の財貨の價格も動く關係になる。之を反面から見ると配分狀態が何處か一ヶ所で變動すると他の方面にも變動を及ぼすと云ふ關係に立つてゐる。

以上博士が一般に經濟財の價格を左右するものとして挙げる三要素は之を別の方面より見れば、(A) 此の評價の程度とは所謂客觀的使用價值(Objective Use Value)であつて(B) 物の數量とは稀少性(Scarcity)である。而して此二要素を合したものがオーストリア學

派の所謂主觀的價值或ひは效用 (Subjective Value or Utility)に該當するものとするれば次の如く云ふ事が出来る。即ちオーストリア學派が人によりて異なる多くの主觀的價值が取引市場に於て競合することより價格が決定することなすに對し博士は更に第三の要素として配分狀態を擧ぐることにより價格決定上各取引者の取引力(Bargain Power)が重要な要紙なる事を力説せるものの如くである。即ちオーストリア學派價值論の批評に於いて『自己の欲望の最大満足を求むる念慮によつて指導せられる甲乙二人の取引當事者が如何なる比に於て交易をなすかは兩者の兩財貨に對する限界效用と云ふ事では説明が出来ない、夫は最早兩者の力の狀態の平衡と云ふ事に求むる外はないと信ずる』(註四)と云ふ意味のことを云へるに徴して明かである。

二財貨中特定の財貨の價格高低は何によつて左右せられるか。博士は大體に於いて需要供給説をとる但し近世經濟學に於ける需要供給論者の代表者とせられてゐるマーシャルの説とは少しも同一ではない。即ちマーシャルが貨幣單位に依つてあらはされた需要價格乃至供給價格の外に、財貨の消費及び生産に伴ふ心理的満足及び苦痛あるを認め、これを需要又は供給價格に對應する效用乃至眞實生産費として經濟價值の範疇に入れるに反對し、次の如く論じてゐる。『……氏『マーシャルを指す』は個人の主觀的效用より社會的需要價格への推移を如何に見るか、效用用曲線とは明かに同一ではない。又、費用についても、氏自らは貨幣生産費 Money Cost of Production と眞實とを分ち此二者生産費 Real Cost of

production を別ち、此二者は同一物ではないとしてゐる。眞實費用 real cost は財貨を生産するに必要な労働總ての種類の努力並に待望 waiting を意味し、此等の努力並に犠牲に對して支拂はれる貨幣額を貨幣費用 money cost とす。しかも效用乃至眞實費用 real cost は直ちに經濟價值乃至經濟的、犠牲ではない。氏が經濟價值の特質を明確に把持するとは考へ難い(註五)。

然らば博士自身は如何。先づ『一定量の財貨の提供を伴ふ配分の要求と需要と云ふ。需要に際して提供せんとする財貨の一定量が需要價格である。此需要は提供すべき財貨の數量が少いときに多く、増加すれば減少する』(註六) として需要及び需要價格の意義を明かにし、一定の時に於いては需要の増加に伴ひ需要價格が低下する傾向を所謂需要曲線に就いて論じ財貨に依つて需要の弾力性に差異あることに及ぶ『次に特定財貨一定量の要求を伴ふ財貨の提供が供給であり此要求量が供給價格である。此供給價格が増加すると供給が増加し供給價格が少いと供給が減少する』(註七) として供給、供給價格及び供給價格遞増法則を説明し、更には供給價格の遞増は生産費遞増法則に由來するものなる事を述べて生産費の意義を明かにする。

斯くて原則として『價格經濟に於ける價格は需要と供給との合致に於て定まる。所が需要價格と供給價格とは各個の場合必ずしも合致するとは限らない』(註八) その場合には『價格は需要者と供給者との駆け引きによつて決せられる』(註九) しかし後の場合と雖も取引者の營利的行動に依つて價格は漸次需要と供給との合致點に近附けられるものである。

ここに於て問題が生ずる。即ち生産技術の進歩生産規模の擴張に伴ふて起る生産費遞減の事實、換言すれば供給價格遞増法則に對する著しい例外である。之に對して博士は『費用漸減の法則は動態法則であつて、決して靜態法則ではない。吾人は靜態的考察に於ては費用漸増以外の他の法則を認容することが出來ぬ』(註一〇) となし、マーシャルの如く、需要供給及價格の決定に關し時間的要素を綿密に導き入れて其短期に於ける決定過程を個別に説明する事を排する。

更に博士は獨占價格について論を進める。即ち一般に獨占價格と競争價格とは其成立に付て根本的に異なるとされてゐるが果して然るかと問ひ、『しかしながら供給量の制限は競争獨占の何れの場合にも行はれて居ることは認めなければならぬ』(註一一) として獨占價格と競争價格との差は結局次の點に過ぎずと結論してゐる。

『今日に於ては多數の供給者が同一財貨の供給に参加する競争の場合は獨占の場合と違つて、供給量を調節するに就て需要狀態の外に他の競争者の狀態を考慮に入れる必要がある故に最大利益を収める價格を的確に豫測することが困難であり、供給圏から除外されることを恐れて、ややもすれば費用に近き價格で販賣することがある。此條が獨占と異なるのみであると思ふ』(註一二)。

- (註一) 經濟生活の理論、第五二頁
- (註二) 前掲書、第五五頁
- (註三) 前掲書、第五五頁以下
- (註四) 財政學の基礎概念、第四八七—八頁

- (註五) 經濟生活の理論、第一五九—六〇頁
- (註六) 前掲書、第六一—二頁
- (註七) 前掲書、第六三頁
- (註八) (註九) 前掲書、第六八頁
- (註一〇) 前掲書、第七三頁
- (註一一) 前掲書、第七六頁
- (註一二) 前掲書、第八〇頁

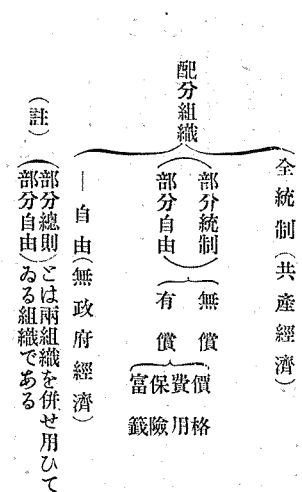
價格經濟の意義

博士の見解に従つて經濟の中心概念が配分なることを認むれば經濟組織とは畢竟配分組織の謂に外ならぬ配分が依つて以てなされる原則に何があるかを考ふると、(一) 人人の必要を標準として分ける方法と(二) 各人がその位經濟上社會に貢獻したか、寄與したかを標準として配分する方法との二となり得る(註一三) これは結局に於て前者は無償主義、後者は有償主義となるのであるが、『扱各人の必要、各人の貢獻等を誰に判斷せしめ誰に行はせるかによつて、經濟組織に差異が生ずる』(註一四)

『之に就いて第一の組織は、社會の政治的力を代表し之を行使する機關(政府、委員會、議會等に決めさせ、之に依つて配分を實行せしめる方法である。政府其他が各人の必要、各人の能力貢獻をきめて、之に従つて社會の產物を配分する組織』(註一五) あつて此政府等が行ふ規律的な配分を統制配分と呼ぶ。統制配分を行ふに當つて有償主義によることも出來れば無償主義によることも出來るが、假に無償主義による統制配分を徹底的に行ふとすれば即ち共產主義經濟の實現となる。

『他の方法は一定のよるべき準則、即ち法律を定めて置いて、其配分内で各人に自由に提供させ獲得させる組織である』(註一六) 之を前の統制配分に對して自由配分と呼ぶ。之にも無償の原則によるものと有償の原則によるものとがあるが、自由無償の配分を徹底的に行ふのは無政府主義的經濟の實現である。しかし自由配分は主として有償主義によらねばならぬ。有償主義に依る配分は、價格を通じてする配分、保險主義による配分、富籤主義に依る配分などがある。(註一七)

以上博士の見解によつて配分組織(經濟組織)を分類して見ると大體左表の如くなる。(註一八)



斯くて吾人は今日の所謂資本主義經濟組織なるものが博士の所謂『部分的統制部分的自由』の配分組織なるを知る。即ち今日、無償なる統制配分(例へば小學教育の如き)も行はれて居り、自由なる無償配分(讓渡遺贈の如き)も費用保險富籤の原則による有償的自由配分の行はれる事も事實であるが、現代經濟組織の原則であり且つ實際に於いて最も重要なものは價格主義に依る自由配分、即ち價格配分である。此意味に於いて今日の經濟を稱して價格經濟と云ふのは誤りでない。

『價格主義の配分の下に於ては提供する物と受領するものとに値打を付けて交互に配分す

るのであるから提供する物が高く値打ち付けられれば多くの配分を得、低く値打ちけ付られれば少い配分を得るわけである(註七)故に今日の経済組織下に於いて價格の決定は一面から見れば配分の決定である。換言すれば價格に依つて配分が決定せられるのであつて、之價格が今日の經濟上に營む最も重要な機能である。

次に斯かる意義を有する價格經濟が目的論的に見て如何なる結果を齎し得るであらうか? 果して博士が所謂『經濟生活の理想たる正しき配分の實現』(註八)に向つて幾何の寄與を爲し得るか? 暫く博士自身の言葉に聞き度い元來『價格組織は既に一定の配分狀態を基礎として、其上に行はれる交互提供であるから物を持つてゐないものは此配分には與かれない』(註九)のみならず『今日の社會に於いては各人は能ふ限り多くの配分を自己に獲得せしめる如き交易比を出現せしめんと努力するに到る結果多くの所有する者は自己に都合善き交易比を出現せしめ得る結果を齎す。而も所有の配分が合理的に行はれて居る場合には重要視せらるべき人の意思が重要に働くものであるからそれで差支ないかも知れないが、所有の配分が事實上合理的なる要素を多く包含して居る場合には交易比の決定が甚しく不當なる結果を來す。(註一〇)』されば『斯くの如き結果を如何なる程度迄所有の合理化によつて避ける事が出来るか、營利經濟組織以外の他の組織に於いてよりよく各個人の意思を妥當に作用せしめて財貨の配分を決するを得るか、之が永久の問題であると考へられる』(註一一)吾人はここに今日に於ける富の分配

狀態の實際が博士の所謂『合理的なる所有の配分』に對して如何程の妥當性を有するものなりやを見んとするものではない。唯以上によつて今日の價格經濟が少くとも目的論的には大いなる問題を含めること、並びに其問題の所在の方向を示し得たと信ずる。

- (註一) 我國の經濟と財政、第一三頁
- (註二) (註三) 前掲書、第一九頁
- (註四) 前掲書、第二二頁
- (註五) 前掲書、第二二頁
- (註六) 經濟生活の理論、第二八頁
- (註七) 前掲書、第五四頁
- (註八) 前掲書、第八頁
- (註九) 我國の經濟と財政、第三〇頁
- (註一〇) 財政學の基礎概念、第五〇六頁
- (註一一) 前掲書、第五〇七頁

結 語

以上を以て論者が兎も角明にし得たと考へる土方博士價值論の要點は次の如くである。

- 一、經濟價值(價格)は配分價值なること。
- 二、價值は一般的には(A)評價使用評價價值(B)數量、(C)配分狀態に依り個別的には需要供給法則に依つて決定せられること、三、今日の經濟組織下に於いて價格は配分を決定しつゝあること、但し價格による配分は目的論的に必しも妥當にあらずること、願ひて心ひそかに安んぜざる一點は堂堂數百頁に亘る博士の價值論中自ら解し得たりと考へられた部分の餘りにも少なかりしことである。博士の所論中他の學說の紹介又は批評に亘る箇所は故意に之を省略したが而も尙探らるべくして採られざりし論點も多かりし事であらう。其の意味に於いて『土方經濟價值論

』の一篇恐らくは『歪められたる土方』ならんことを憂ふる。遙かに博士に冒瀆の罪を謝すると共に、此の寧ろ云ふまでもなき辯疏をつけ加へる次第である。

(此稿學生策報續き)

福島學舍庭球部高松遠征

本學專門部庭球部員一行八名は伊丹部長引卒の下に去る六月十六日午後二時紫丸にて、天保山出航高松に至り翌十七日(日曜)高松高松コートに於て、對高松高商庭球定期戰舉行午前九時先輩平田三次氏主審の下に開戦、吾部の活躍目覺ましく終に五對四にて四國の雄を破り五百の觀衆の拍手の雨を浴びて退場した。尙當日のスコアは左の通りであつた。

ダブルス

本 學

高松高商

○ No.1 早瀬	○ No.2 池田	○ No.3 伊丹	○ No.4 太田	○ No.5 樋口	○ No.6 米澤
6 6 6 6 6 6	6 6 6 6 6 6	6 6 6 6 6 6	6 6 6 6 6 6	6 6 6 6 6 6	6 6 6 6 6 6
宮(奥)村	太(村)本	西(藤)田	宮(奥)村	太(村)本	西(藤)田
○	○	○	○	○	○

(第六頁より續く) 經濟價值は交換經濟の第二期たる貨幣經濟時代に於ては價格として客觀的に表章さるゝ結果價值に客觀的價值ありとし又社會的に歪められたる個人の主觀を社會主觀なりとして社會的價值を説き價值論を迷宮に導き入れた舊來の諸學說の徒勞を悲しまざるを得ぬ。價值は唯一であつてその社會性、客觀性は價格に於て始めて顯揚するものである。價值については猶ほ多くを記述することがあるが餘り長文となつた、めに、一應此邊で擱筆し次の機會に後編として限界價值說等の批判を試むるであらう。(完)

校友諸氏に告ぐ

昭和三年度本學校友會名簿作成の都合有之候につき各位の現住所勤務先等に御變動有之候向は十月末日迄に御一報相煩はし度、本年度は右名簿弊局に於て編纂可致候へば、從前通り福島學舍内關西大學學校友會若くは弊局宛直接に御報被成下度御願申上候 尙、從前の名簿中、御住所欠缺致居候仁の御動靜御承知の友人、知己諸卿はなるべく右御報方御取計ひ賜はり度此儀併せて願上候 各地支部にて該支部員の住所移動その他動靜御一報に預るを得ば一層幸甚と存候

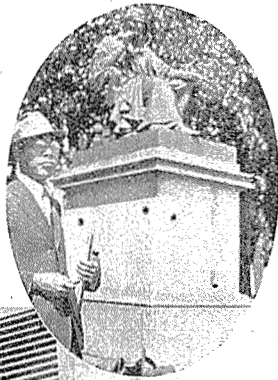
昭和三年九月

關西大學學報局

ゼネバ通信

中村良之助

山紫水明の湖畔のゼネバは御承知の如く佛蘭西の哲人ジャン・ジャック・ルソーの故郷である。彼はその少年時代をずっと此處で過したのであります。一七二二年に一時計師の子として彼が呱呱の初聲をあけた家は、この市の中央部 No. 14 Grand Rue に今もなほ保存されてゐます。寫眞では光線が強すぎてハッキリ撮れてゐませんが、中央の浮彫のある額の下部に二三行の説明文が彫り付けてあります



(2) ルソー像にあるルソーの像

(寫眞1)尤も彼の母は彼を生むと間もなくこの世を去り、父も亦彼の未だ幼ない頃その身寄りの人々に彼を預けたままゼネバを出走してしまひ、その後故郷を離れて彼が生涯の旅に上るまで或る彫刻師の許に徒弟生活を送つてゐたといふ事ですから、この家で彼は育つたのでないことは確かです。

小生の立つてゐる方の寫眞は、後年その名著 Emile の中に當時の教育制度を非難したかきで佛蘭西を追はれて故郷に逃れた時に暫く住んでゐたと傳へられてゐる家です。(寫眞2)内部を見せて貰つて當時の彼の生活をしのび度いと思つたけれども遂に入ることは出来ませんでした。

ルソーの生家のある通りの Grand Rue に併

行して一と筋北にある通りを Rue Calvin と云ひます。祖國佛蘭西を追はれてこの地に亡命して以來、此處を活動の中心地として盛に講策に勉めた宗教革命家 Johann Calvin に因んだ町名であります。この通りを西に突き當つたところに英國の文學者 George Eliot の住んでゐた家があります。明肩な風光と自由な國情とが然らしめたのだと思はれます。そして尋ねたらまだまだ古今の偉人に縁由のあるものが多くあるかも知れません。

轉じてゼネバ湖畔へ歩を向けますと、清澄なる湖水の波に搖れながら周圍の山はその美しい影を湖水に落してゐます。岸近い波間に悠悠と遊んでゐる何やら白

(3) ルソーの家に於ける中村良之助



い水鳥の一と群は水の碧と美しい對照を見せてゐます。遠く佛蘭西の平原を潤しつゝ、流れてゐる Rhone 河に湖の水が流れ出んとする口のところの中ほかにルソー島が横つてゐます。その島へは Pont de Bergues と Pont de mont Blanc との二橋が兩岸から架けられてゐる殊に景色の良いところだす。この島の

中央の綠滴る樹陰にルソーの像は今もなほ靜かに冥想に耽つてゐます。(寫眞3)今故國を遙かに離れて彼の姿を仰いだエトランジェの心に、彼が歴史に残した偉大なる足跡を忍んで轉た感慨の湧くを覚え低回久しうして去るにしのびないでした。(像は彫刻家 Pradier の作ださうで青銅で出来てゐます。礎石の表面には Jean Jacques Rousseau, citoyen de Genève XII-MDCCLXXVIII 裏面には Monument MDCC nauguré en MDCCXXXVIII と彫まれてあります)

千里山柳壇 雨迷選

校友 名劍正宗
ほろりく落つる黒髪無慘なり
うらめしい起床ラツパの兵舎に満ち
教官の顔のしまりも酒でとけ
唯一步踏み出すまでの我慢なり
カレンダー破つて満期かぞへて見

校友 天平庵
淡路島と向ひあひつゝ、ビールのむ
常選はしたものゝと頬をなで
議員だといふに借金のかさめる

校友 貞柳
貧しさに馴れて一錢を値切る母

慰めて呉れると涙またあらた
心を見られたくない眼をそらし
あきらめて歸へる姿へ月影は淡く
夜の蜘蛛の影長く枕邊に走る

専商一 安部昌市

俺よりは多くおかねを持つて巧
人の波に押されてもなほ生きるなり

雨迷吟

煩腦を磨く尼寺からの唄
電燈の影は頭腦をすかすのか

雜詠募集
氏名明記 封皮には必らず「千里山柳壇」と
朱記のこと

送稿先 大阪市東淀川區中津濱通一ノ一〇

二

山本雨迷宛

生活隨想 霜村生

身を賣りて敵に通ずる心にて錢の力を厭ひつつ
生く
大いなる力を求め戀ひつつも我がなりはひに敗
くる悲しさ
現實は影の形に添ふ如く我に纏ひて夢を消し行
く

新刊紹介

千里山文學(創刊號)

千里山學舎學生有志諸君の組織する千里山文學會から創刊されたもの學生の創作四篇と、講師の執筆にかかる隨筆二、三篇を収めてゐる。前宣傳の餘りに大きかつた割合に、内容が充實されてゐないし、トーンのひどく低い感じがするのはどう言ふ譯だらうか。今後ますます、自重眞摯な歩みを續けることによって、正しき伸展を示されんことを期待するものである。

後藤武夫著「後藤武夫傳」

後藤氏一代の自叙傳である。至極忠實にその經歷を叙述し、眞に氏の面影を傳へてゐる。至誠眞摯人を打つ概がある本學關係者の御批讀に訴へる。

(日本魂社發行、定價一、八〇)

Days with the Poets

(Browning, Burns, Keats, Longfellow, Shakspeare, Tennyson)

各詩人の主なる作品に結びつけてその日常生活を述べたもので、文も平易だし、美麗な寫眞版も多く挿入されてゐる(各冊壹圓)

武田宣英著「日本陪審法論」

陪審法研究を以て知らるる武田博士最近の著述である。我國陪審法施行の秋に際し斯道研究者の好伴侶たるを疑はない。(有斐閣發行定價四圓)

南國の植物に就いて

橘 利 雄 (在臺時)

千里山學報七月號の歐壇、俳壇の私の作に用ひた植物の名の説明を求め來られた學友が二三ありましたので、私は餘白を借りて皆様の御參考までに「南國の植物に就いて」の一文を草した所以であります。

霸王樹 綠珊瑚のことで、臺灣語ではこれをリヨクザシゴオと讀む。外に綠玉樹、仙人掌、シヤボテン、蟹シヤボテンの名がある。

元來綠珊瑚は仙人掌科の一種で、筋狀或は倒卵形を爲したものが普通であるが、臺灣には一種特別な異様のものがある。樹狀の幹を有して何れも銳利なる多數の刺を有して居る。眞圓綠色の細條の枝が無數に葉の代用的に生じて居るので、全く名の如く綠珊瑚そのまゝである。枝は内質的にして、それを折ると白液が出る。それが眠には有害だご士人に信じられて居る。然しその白液は海底電線用の無彈が護膜の一種であるグタヘルカを含有する所より重用視されて居る。高さは二三間ある。夏季に入つて刺がより大形白色の螺旋狀花を開くのである。又蔓生なるを以て樹木土堀などに纏繞する故、土人は離用に植えて居る。この花の多數咲くときは豐年の前兆であるこの迷信から盛大なる祝宴を催す土人部落がある長洲路の詩にもこの綠珊瑚のことが見える。

一種可人離落下。家々齊挿綠珊瑚。

想從海底搜羅日。長就苦痕潤不枯。

即ちこれである。實に繁茂せる異様な風景は臺灣(殊に高雄地方)以外には見る事の出来ないもので、正に臺灣代表植物景色の一である。

相思樹 臺灣語でシウシアアと稱する葎科の一種である。往々に蔓生の葎花植物の相思子と混合されるが全く別物である。

相思樹は形狀柳に似て並行脈を有し、且つ滑澤なる互生葉を生ずる常綠喬木である。

この相思樹に一種の變遷的學説がある。それによること。

相思樹の葉たるや、實は祖先の葉柄である。昔は此柄上更に合歡に似て稍細き羽狀を持つて居たのである。それが年を経るに従つて段々退化して、それが段々小さくなり、果ては全然無くなつて來た。そこで一方では、斯う營養機關が乏しくなつては生命にも拘はる一大事だといふので、葉柄は段々今日の如く扁平長大して、葉の代用を爲すに至つたのである。

試に臺北植物園に行くこと、今尙退化し切れない羽狀葉を着けた昔の面影を残して居るのが見られるこれを合歡科に入れた古書が二三あるもこれが爲である。

相思樹は深根性にしてよく瘠地に成長し、又よく風雨に堪へる處より防風樹として愛用せられ、又綠葉は壽として天を覆ひ日光を遮りり瘴熱を防ぐの功により、道路樹として、今や全島至る所に栽植せられて居る。花期は頗る長く、脊より秋に至るまで時々開花するので、花も全身黃金色にして綿の如き花糸より成る球狀花で珍らしいものである。花の香氣亦頗る高い。花實は一枝上にあつて奇である。

原産地は濠洲のフヒジー群島で、我が臺灣に來たのは餘り古いことでない。

尙、其實堅硬にして炭薪の材料に適するを以て、多く栽培せられて居る。枝を折ると白液が出る。

附記、歌中の生蕃は蕃語のしこ讀んで頂き度い尙、編輯局の御都合と皆様の御希望があれば南國殊有の植物の解説を試み度く思ひます。

千里山歌壇 編輯局選

△雜 詠 廣田弘應

いたづらに障子を這へる晝の蚊に翅のうなりのなきがかなしき

人の世はさみしきものよ吾身のみおもふやからの集まれる故

日出づる御國の男の子山へ登れ日出づる見れば心たらはむ

△田園初秋 角 邦 雄

柴束を抱きて立てる我が腕に落ちてははねる枇杷の木の皮

百舌鳥のなく庭に夕闇迫り來て木犀の香のやはらかに満つ

夕ざれば荒れし小庭にこぼろぎの聲ひろがりて風もなぐめり

△媽祖廟にて 橘 ごしを

眞旦日の媽祖廟内の聖像は香焚く煙のくらきにおはす

日盛りの暗き古廟の媽祖像に香棒け居る信女づれかな

炎天の榕樹越えなる媽祖廟に香焚く轎の列續きけり

媽祖廟に歸順番舎の生蕃(しこ)乙女若き心を祈り居るかな

△白馬頂にて 本 出 台 水

今日こいふ今日は晴れけり白馬根に心勇みて登りに登る

白馬山踏まへて立てば四方の山吾が身の前にひたぶるに伏す

△夾竹桃 高原草路

夕涼みふと見出でたる萩寺の夾竹桃の花のふたえだ

まだ露もおりぬ芝生のうすあかりし葉のうれのときいろの花

見あぐれば葉のみしげりてたまゆらに紅くにほへる花にぞありける

とき色のはなふた枝をたをりつつかへりこし子はひとりなりけり

ななこせをこの町へらに住まひつつ寺役僧こなじみふかめり

△ 磯村ごしを

風邪癒えて湯槽にひたるよろこびになれぬ端唄をうたひてもみる

波靜か琵琶湖はいましたそがれて夢そのまゝに舟は行くなり

△ 藤村まさる

友と我がために己が職業をのしり飽きて言葉少し

不遇てふ言葉にかるきなくさめを覚えて久に母語りぬ

聲大に泣きて疲れて深々と眠りに入りし少年の日よ

千里山俳壇 朝冷選

□ 専法二 荒川 散人

□ 第二商業 神下 鶴一

□ 文一 木寺 清一

□ 豫二 廣田 弘應

□ 町中や並木の果ての虹の橋

□ 伸びく〜と蛙うきたる植田哉

□ 指に塗る藥に蠅の來りけり

□ 水色の皿に葎の涼しけれ

□ 稿了へて涼しき窓や螢呼ぶ

□ 夏瘦の身に滯うたす光り哉

□ 貫ひ風呂の戻り涼しき夜更哉

□ 夕涼み膝に寝入りし子供哉

□ 首だけを幅より出せる書見哉

□ 衣更へて寢轉ぶ部屋のひろさ哉

□ 寝苦しき耳に鳴く蚊を拂ひけり

□ 朝の日のうすく幅の翠り哉

家うつりの埃の中の團扇哉
門口は寺の塀なる夕立哉

□ 當季雜詠募集

□ 氏名明記 封皮には必ず「千里山俳句」と朱書のこと

□ 逐稿先

大阪市 中央局區内十三橋南詰
有 田 朝 冷 宛

▽ 同人『たび路』原稿募集

なんでも結構 どんなものでも結構。再びかへらぬ若き日の記念塔をつましく築いてゆきたいと希つてゐるさゝやかな集ひなのです。ですから眞面目なお友達と眞摯な作品ごにあこがれをもつて待つてをります。

あなたの方の心をうるほすには、あまりに幼稚でせうけれど、あなたの方の貴いお力によつて、究みきつた心をみたますオアシスを實現したいと誓つてをります。

御共鳴の方は往復ハカキで、又は見本入用は切手で貳拾錢送つて下さい。

大阪市外八尾町 旅路文藝社

▽ 文藝『たび路』同人募集

― 生死を共にする人へ ―

(此欄學内報續き)

講師 辭任

今般左記講師は都合に依り辭任された。因に川上講師は近く渡歐さるる由である。

専門部講師 勝田 貞次氏

専門部講師 川上 太郎氏

講師 囑任

本學期より新に左記諸氏に各頭書の學科擔任を委囑した。

専門部

外國貿易及外國爲替 講師 正井敬次氏

國際私法 法學士 齋藤武生氏

英語 文學士 野村讓嚴氏

英語 講師 菅常 守氏

武田宣英氏圖書寄贈

本學協議員校友武田宣英氏は先般、本學圖書館に所藏圖書六十有餘冊寄贈さるゝ所があつた右詳細は次號本誌圖書館報告その他の欄に於て報告さるゝ筈であるが、茲に録して同氏の篤志に對し深く謝意を表する次第である。

齋藤講師京城大學に出張

本學講師齋藤常三郎博士は京城大學に出張を命ぜられ十月中旬迄本學には出講せられざる由である。

古本屋の秋

跳躍の夏から——思索の秋へ

九月に入ると學生諸君の猛烈な古本あさり、が復活する
酷しい眞夏を都を離れた人々の健康に輝く姿が再び私
共の店頭を賑はす今日此頃、流石に古本屋の秋……

都門の秋色は濃くなつて來ました

其處に幾多の御客様の中に交つ
て少しでも見慣れたお顔を見出す時、
私共は秋らしい或は古本屋的な人懷し
さを覺えます

◎小店目録『經濟と社會』第三號(十月一日發行)非賣品ですが部數に制限
がありますので、當方より送呈しない場合實費拾錢同封御申込願ひます

大阪櫻橋交叉点東

うきよ堂書房

編輯餘録

▽本號には武田講師の經濟價值論、武田博士の陪審本質論、並に校友森川氏の原稿を頂きました。

少し硬いものが多過ぎた感じもありますが、時恰も秋冷郊墟に入り身心共に一段の緊張味を覺ゆるの候、長夜燈下に書を繙くことに自づからなる興を催はすに際し切に御一讀を希望いたすものであります。

▽その他、中村留學生よりの「セネバ通信」校友橋氏の寄稿「南國の植物に就て」等一般に校友諸家の寄稿をより廣く探るやう心懸けました。編輯の都合上御確約は出来ませんが、今後は一般本學關係者、校友、在學學生諸氏よりの寄稿に際しても特に注意の上なるべく誌上を飾るやう致したいと思ひます。

▽學内報所報の如く本學專門部學會も當局者の努力により既に工事に着手、目下基礎工事中であります。來秋には移轉も出来るやうに聞いて居ります。日一日と充實して行くことを考ふれば喜びの情を禁じ得ないものであります。

▽前號本誌誌上にて御願いたしました本學内に於ける「學友會各種會合」の報告は、生花研究會その他極く少數の御回答に接したのみでありますから、何れ相應の數に上るをまつて發表紹介させて頂くことに致します。

▽本誌本號に新刊紹介いたしました以外に、財界研究、泊園、川柳誌たまむし、早大學報その他の諸誌の寄贈を得ました。此機會に厚く謝意を表します。今後は出来るだけ紹介欄も充實させたいと

考へます。

▽尙在學學生諸君並に一般校友諸氏に新刊圖書の簡單なレヴューを御寄稿願へたらと思ひます。

▽本誌前號にも洩しました如く、本夏九州及中國地方の各地校友を歴訪いたしました。その節各地に於て甚だ御後援に預りました。各地に於ける校友の動靜、旅行中の印象、その他直接間接に得た所は尠ならずあります。何れ機を見て發表致したいと存じて居ります。此誌上を借りて深く御禮を申し上げます。

▽本誌題號の變更に就ては本號の締切迄に手續その他間に會ひかねて決定を見ませんでした、何れ早晚眞解決を見ること信じます。

——(編輯記)——

大正十二年六月十五日創刊
昭和三年九月十五日印刷
昭和三年九月十五日發行

不許複製
編輯兼發行人 霜村盛郷
印刷者 谷口默次
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

大正市此花區上福島
關西大學

大正市外千里山
關西大學

電話 吹田 一二三

（關西大學校友諸氏ヨリノ推薦ニハ特ニ考慮）
ヲ拂ヒマス

第一部

（畫間部
文部省認定）

五ヶ年制

（入學資格
尋常小卒）

各學年
補欠若干

甲種

北陽商業學校

募生

集徒

第二部

（特設夜間授業
文部省認定有）

四ヶ年制

（入學資格
高小卒又ハ同程度ヨリ）

各學年
補欠若干

詳細ハ直接學校ヘ照會

大阪市東淀川區

（新京阪電車天六ヨリ約五分
淡路下車）

電北七五七五番

濕布に優る 消炎剤 エキシカ

流感、肺炎、肋膜炎、氣管支炎、中耳炎
耳下腺炎、扁桃腺炎、咽喉カタル、骨炎
ロイマチス、神経痛、打撲症、筋肉痛
齒痛、肩凝、腰痛、骨膜炎、瘰癧、濕疹

使用法は極めて簡便。濕布の如く二時間毎に交換の要なく、一日一回或は二回の更新にて、よくその目的を達す。

患部の血液及び淋巴循環を良好にし、毒素の排除を促進せしめ、著しき消炎作用あれば、罹患部は直ちに爽快を感じ疼痛、不快感を軽減す。

胸部の疾患(殊に肺炎)に於ては呼吸困難を緩解して、呼吸を安静ならしめ、睡眠を可能ならしむ。安眠は實に恢復の第一歩なり。

理論上、實際上に合理的にして
濕布に優る効果を有し、現代の
理學的療法に合致し、極めて廉
價なり

包 裝

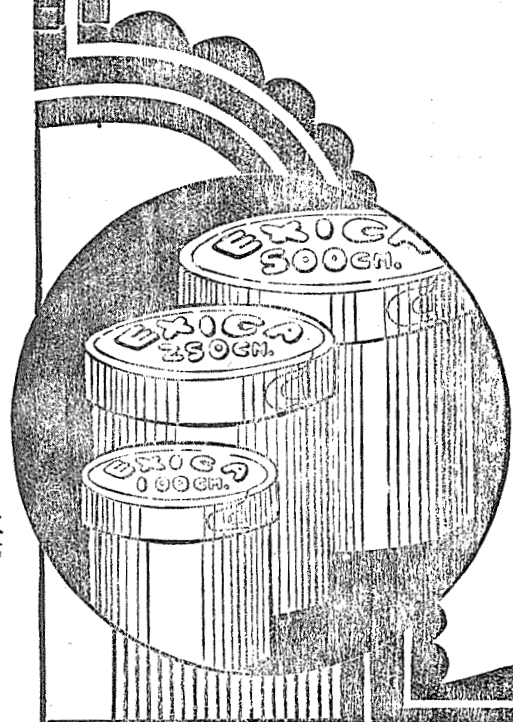
100瓦	¥ .50	150瓦	¥ .70
250瓦	¥ .95	500瓦	¥ 1.70
2000瓦	¥ 4.80		

文 献 贈 呈

大阪市東區道修町三丁目

發賣元 株式會社 塩野義商店

東京出張所 日本橋區大傳馬町一ノ二五



法學博士 武田宣英先生著

日本陪審法論

菊判 全一冊
布裝 定價金 四圓

送料 内地 二十七錢
滿鮮 五十五錢

最新刊

本書は緒論序論本論餘論の四編より成り、陪審制度の定義沿革種類等陪審制度の一般的研究に始まり、殊に陪審の沿革に付ては歐洲古代の人民裁判より近代陪審制度の確立に至るまでの變遷を各國民民族性に從て個々に研究を遂げ其發達の傾向と歸趨とを究明し、次で我邦陪審法の研究に移り、一面文理論理に依據する解釋的説明を爲すと同時に傍ら外國の法制を比照して其異同を辨じ、最後に之に關聯する重要問題に付研究を遂げたものである。即ち全體として我邦陪審法を中心としたる諸問題を體系的に網羅論述したるものにして我邦に於ける此種の著書の最初のものである。文章平易説明親切法學の素養なき者にも容易に理解し得らるべく注意を拂はれてある。

東京 神田 有斐閣發行 振替 三〇番 東京 橋本 町